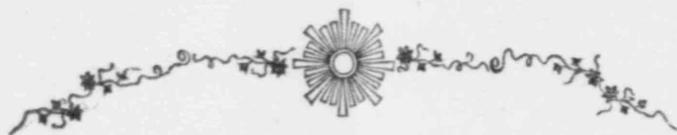


監獄雜誌



第七卷第十號

目 録

● 論說	地方議會開期に際し監獄當局者の覺悟 ● 教誨効否の一問題	讀 峯 樵 夫	(一 頁)
● 特別奇書	行政改革の風説と監獄事業 ● 監獄局設置の必要	正 堂 主 人	(八 頁)
● 雜錄	監獄則施行細則改正案と云ふに就て(承前) ● 新入者の政監を拒絶し得るの規定を設けられたし ● 監獄官吏の増俸に目下の急務なり ● 一日の榮代に壹錢以下の規定は目下の物價に對し尠少に失す ● 臺灣監獄事務の擴張に就て ● 刑法に就ての獨演說(前號の續き)	臺 灣 監 獄 主 人 都 西 樓 主 人	(十一 頁)
● 監獄法令	臺灣律令		(二十三 頁)
● 叙任及辭令	數十件		(二十四 頁)
● 應答	數十件		(三十二 頁)
● 雜報	數十件		(四十二 頁)
● 寄書	數十件		(四十六 頁)
● 監獄榮報	巡査看守の俸給率		(五十六 頁)

● 寄書規定

- 第一 監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、罫紙、白紙を問はず、半紙、美濃紙の内を以一行(若くは三)二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし
 - 第二 質疑、應答の外は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖質疑と應答とは又別紙に御認めあらんとを乞ふ
 - 第三 表題、(地名署名)姓名(又は號)は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名(署名)姓名は編輯部参考の爲め欄外に御認め相成たし
 - 第四 質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるへし
 - 第五 毎月二十日前(十二月は特)本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すべきものと御承知被下たし
- 質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

● 警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字 内務省警保局長 小野田元熙君序文

司 法 次 官 清 浦 奎 吾 君 序 文 帝國大學法科大學長 穗 積 陳 重 君 序 文

神奈川縣知事 中野健明君序文 教授法學博士 都 筑 馨 六 君 序 文

靜岡縣知事 小松原英太郎君序文 內務省土木局長 久 米 金 彌 君 序 文

神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著 內務省參事官文學士 久 米 金 彌 君 序 文

監 獄 學 全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司 法 次 官 清 浦 奎 吾 君 序 文 內務省備獄務顧問 故フラン、ペー、パツハ君序文

東京集治監典獄 石澤 謹吾 君序文 內務書記官文學士 久米 金彌 君序文

前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄 小河滋次郎 君編著

日本監獄法講義

完

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文
宇川盛三郎君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

獨逸監獄管理法

完

静岡縣知事小松原英太郎君序文
內務書記官文學士久米金端君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君著
內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文

看守必携獄務提要

完

静岡縣知事小松原英太郎君題字
宮城縣典獄山崎義徳君序文
宮城集治監教誨師藤吉習教君著
前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文

監內揭示條目辯解

全

監獄雜誌第七卷第十號

論 說

●地方議會開期に際し監獄當局者の覺悟

監獄事業は常に社會一般人士の爲めに冷遇せられ従て監獄の費用は地方議會の厄介視する所となり警察費との權衡上常に平衡を得ざるあるは苟も監獄職を有する者の感慨措く能はざる所なり是れ専ら監獄改良事業の微不至して振はざる所以にして當局者亦た自ら警察に數歩を譲り後へに睜若たるを甘んずるの觀相を抱くなき能はず是れ警察は行政及司法の職務に於て直接に社會の保護に任じ監獄は間接に社會の危害者を矯正歸善せしむるの目的を以て社會保護の任務を執るとの差ありと雖も之を歸納するとき全しく社會の安寧を保護し公共の利益を増進するの目的に出づるものなることは少しく智識あるものゝ疾くに知悉する所なり

然るに地方議會の之を遇する上に於て霄壤の差異あるが如きは未だ斯學を研究するものゝ絶無僅有なると監獄當局者の自から率先して此思想を地方議會の頭腦に注入するの手段に於て未だ充分ならざるものあるに原因するものなき能はざるべし彼の警察費及監獄費の全しく地方稅負擔の今日警察費にのみ厚く監獄費に薄きより巡查看守の被服の如き、給料の如き、將た宿料の如き其間に甲乙の差異あるは勿論或は甚だし

きは甲は宿料支給の恩に浴するにも拘はらず乙は全く之を給せず加ふるに住居に制限を措かるゝが如き其輕重大小決して同日の論にあらざるより勢ひ有能の士は監獄を去て警察に従事するの止むを得ざるに至り其依然として監獄に留まるものは比較的有識者は減少し警察に比し讓歩するの止むなきに至る、是れ素より監獄當局者の罪にあらざして地方議會及び一般人士の監獄を遇するの甚だ心切ならざるに職由せずんばあらず加之るに監獄當局者が此思想を一般人士に注入するの深からざるに當局者自から警察の後へに隨從するを甘んずるに由るなきか、予輩疑ふべき能はざるなり今や各地方議會は目睫の間に開かれんとし當局者は既成の議案に就き説明の資料を蒐集しつゝあり予輩素より既成の監獄費豫算議案なるものゝ如何なるやは豫め之を知るを得ずと雖も前陳の如き自ら退守的の豫算にあらざるは勿論看守の俸給の如きも巡查と全じく其平均額を高めたるべく、宿料も巡查と等しく支給の成算あるべく、被服の如きも従前の如き甲は羅紗地にして乙は依然小倉に甘んずるが如き不權衡は萬々之れあらざるべく、苟も將來に向て監獄の改良をして益々光彩を放たしめんには當局者奮つて進取的の精神及び方針を以て議會に提議するは勿論府縣會議員をして監獄に對する思想觀念を移して警察に對するが如くならしむるに務めざるべからざるなり、上來陳へ來たるが如く監獄は常に警察より疎んせられ冷遇せらるゝ所以の理由にして社會人士か監獄事業の何たるを周知せざるの結果なりとせば此際監獄の思想を涵養し喚發せしめんこと寔に地方議會開設時の可なるよりは善きはなし彼の僻村邊陲より選出せられたる議員も、未だ眼中全く監獄觀念の之れなき人士も此際此時監獄を參觀巡視せしめ監獄内部の事情をして知悉せしめ行刑の何たるを了得せしむるの方針を取り一面議會に提議の豫算議案に就ても叮嚀詳密説明の勞を採り成案の通過を圖られんこと監獄當局者の須らく勉むべき點ありとす彼の議員の容喙を恐れ儀式的説明に止むるが如きあらんか猜疑其間に生じ監獄の改良は得て完成すべからざるに至らんとす當局者たる者須らく歡樂和合の間に議會をして成案を贊襄せしむるに盡力あらんことを聊か暗感を記すること爾云

● 教誨効否の一問題

薇 峰 樵 夫

教誨は果して効果を奏し得るものなりや、犯罪人は果して感化し能ふるものなりや、どの疑問は往々門外漢の口頭に上りしこと吾人の既に業に知る所、かゝる問題は吾人に對しては陳腐に屬すと雖依然門外漢には新鮮の一問題なりき、否直接身を罪囚戒護に委ぬる司獄官にして今尙この疑問に迷ふものあるは吾人の以て甚だ遺憾とする所なり、彼を知り我を知るは處世の要訣ありとせば罪囚を改良することに於るも又然り感化せらるゝ位置に立つ犯罪人は如何なるものなりや、我は果して彼を改悛なさしむる技量と確信ありや否、等は實に緊要の一問題と調ふ可し、

犯罪人とは何ぞや此は此れ一大問題に屬すと雖吾人の見る所に依れば犯罪人は善生にあらず、惡魔にあらず、矢張り吾人々類と同一性を享有する者なり、彼が犯罪人となりたるは教育の欠乏、遺傳の餘快、境遇の惡かりしが爲なり、其故に近世最も進歩したる監獄學者は犯罪人を大別して左の二つに區別せり

- 第一、犯罪人とは未だ嘗て進歩せざる人類なり、
- 第二、犯罪人の一種は轉倒的犯罪人なり、(此種の犯罪人は思想、感情、言語、行爲、普通人類と全く異なる) あり、蓋し多くは此れ遺傳的犯罪人なり)

幸哉轉倒的犯罪人は犯罪者の内其數極めて尠少なり、「エルマイラ」感化監獄の成績は犯罪人の百分比例八十五は改良せりと云へり、余の考ふる所によれば凡を改良上覺束なく見ゆる犯罪人は百分比例の十若くは

十五ならんか、是れとても處遇一層の進歩を來たす時はその幾分を改良し得べし、然らば即ち絶對的に改良し能はざる囚人は實に僅少の數と謂ふべし、夫の病者の最大多數が醫師の施術によりて治癒するが如く犯罪者の最大多數は監獄改良家の盡力によりて改悛し得べし、是れ吾人が罪囚改良に於ける確信と實驗なり、

○教誨に關する星火點々

最近の米國郵便は麻洲感化監獄教誨師「バット」師の手に成りたる教誨に關する年報書を持來せり、余在米の日該監獄に學ぶこと凡そ十四ヶ月、此間、バット師と交情頗る密なるものありき、以是同師がものせし年報書の一部を翻譯して同好の士に頒つるも盡し無益の業ならざる可し、「バ」氏曰く

(イ)犯罪人は改良すべし 吾人は我監獄より出獄したる六千人以上の放免者につき其實蹟を考ふるに吾人が盡力の及ばざりし爲犯罪人の或者は全然改良せざるものありたりと雖單に此の事實而已を例証し來りて犯罪人は改良せずとの斷言は少しく受取難き嫌なきにあらす、其故に吾人の確信として發表したる犯罪人は改良す可しとの語に對し更に撞着することあるを知らず、

(ロ)改悛に心ある犯罪人は如何なる犯罪人と雖改良す可し、普通の犯罪人なりせば改良に望なきもの殆んど稀なり、

(ハ)吾人は改良せらるべき性質を有する犯罪人なりせば此を改悛せしむるに些少の難事を感じざるべし、吾人は數多の犯罪人を善導せり、其故に或種の犯罪者は儘に改良し得可し(因に云ふ麻洲感化監獄にては出獄者の百に對する七十五は改良せり也)

(ニ)我監獄より放免されし出獄者にして改悛せざるものありとせば、犯罪者自ら不正直者なりしか、若く

は爲すへき吾人の職務にして懈怠せしかの兩者其一に歸せざる可らず、

(一)吾人と雖改悛に心あき者を改良する能はず、犯罪者中如此種類のもの果してありとするも此を犯罪者の一階級として論す可らず、犯罪者中或者は儘かに改悛を欲せざるものあらん、かくる囚人は心意に變化を來たすまでは決して改良し能はざるべし、

(ハ)罪囚心意の變化、目的の變更、性質の豹變を合せざる感化事業は満足に且つ依頼すべきものにあらす衣服を新調して出獄すと雖更に改心せざる囚人は入監の時と同じく社會に害毒あるものなり、新知識を蓄へ、新職業を習熟し、且つや名譽を以て出獄すと雖彼にして舊き性質の存在する限りは彼は依然として社會に害あるものなり、其故に假令新知識と新職業を習得せずして出獄すと雖性情に着實なる變化を來したる出獄者は社會に取りては寧ろ安全ならん、

(ト)吾人の感化事業は人の性情を開拓するものにて古往近來聰明英智にして身を榮庶の爲に犠牲にしたる人士の執りし事業と更に異りたるものにあらす(因に云ふ如何に監獄事業の神聖なるかを確信せしを見よ)

(チ)人の心を改良する監獄事業は一科の學術となれり、其故に其法則と定義は確然として定まれり、

(リ)犯罪人は強制、規則、若くは機械的方法のみを以て改良すべきものにあらす、

(ニ)監獄にて人を改良する働は他の場所に於るか如く最も困難に亦尤も價值あるものなり(因に云ふ困難なる事業に價值あり、價值ある事業に希望あり)

(ル)人を改良する事業は品性を形造するに與つて力ある尤も強き動力尤も大なる勢力を使用するに足るべき機敏と忍耐を要す、

(を)人を改良するに偉大の効用あるものは依心傳心是なり、
 (わ)最も力ある感化力は剛毅にして精神ある、優良にして高尚なる人物にあり、監獄にて有効にして力あるものは少くとも品格ある人物より出づる勢力ならざる可らず、

(か)比較的監獄は人を改良することにつきては善美の場所にあらず、監獄は悪しき家庭、不道徳なる近隣に接近する場所よりは寧ろ善きとするも良き家庭、良き社會(教會及學校の在る所)と比肩すべき所にあらず、

(よ)これども吾人は監獄を改良の場所として用ひ此れ監獄は最も善き場所たるが爲にあらず、或事情の許にある或人の爲には最も善き場所と見ゆるが爲なり、(因に云ふ監獄は醜惡なる必要場たるを云へるものならん)世に所謂監獄なる真相を言ひ顯さんとせば左の數語は最も適當の語ならん、

- 第一、監獄は不自然の場所たり、
- 第二、監獄は人を高尚の位置に擧ぐるに適せず、
- 第三、監獄は司獄官及囚人によりて強く抵抗せらるゝにあらずんば墮落すへき場所なり、
- 第四、監獄にて勤勉の習慣を養成すること極めて難し、
- 第五、監獄は自重の精神を傷害する場所なり、
- 第六、監獄は心意を開發する場所にあらず、
- 第七、監獄は精神を機敏に開發する場所に適さず、
- 第八、監獄の生涯は新勢力を養成するに適せず、
- 第九、一度監獄に入りたるものは監内にて彼を補助するに適する新勢力を加へらるゝにあらずんば入

監せし時よりは寧ろ出獄後世に處するに適當せざるものとなる可し、

(た)假令監獄は奇怪の場所と雖不必要にして自然に背反する處遇ある可らず、抑々自然に背反する處遇とは何ぞや、寂寞監禁及社會に行はるゝ職業と全く別物たる役業是なり、又不正産的過酷の作業は害ありて益なければ此又在監者に科すへき作業にあらず、如此は自然に背反するものなり

在監人は出獄したる時正業を營むに足る實際的職業を在監の日に於て教へざる可らず、寂寞監禁の必要は囚人の暴行若くは治獄に大害ある行爲の時ならざる可らず、吾人は社交的動物なれば監獄に於ても非常なる場合を除くの外は人を以て人を制するてふことは囚人感化に最も有効の法なり、其故に監獄の處遇は可成的社會的に自然と違かる可らず、

(れ)感化上刑罰は尤上乘の策にあらず、囚人を處遇するには第一愛の制裁第二力の制裁是なり、

(そ)人を改良する最上の方法は命令若くは政治的權力によりて成效し得るものにあらず、古往近來感化事業の歴史に於て何物か尤も能く人物を化するの點に於て力ありしやと云ふに愛の力はなり、人に痛苦、恐懼、肉体上の壓抑を與へて心意を改造せんとするは拙策の甚しきものにて愛の力に若くものなかるべし、

(つ)果して愛か人を改良する上に尤も大勢力ありとせば監獄事業の成功は間斷なき至愛の精神より出づる堅忍不拔の徳にありと云はざる可らず、

吾人は犯罪者の生涯、及習慣を積極的に改造することにつきて今日まで經驗されし學術的處遇に注意すること深かし、「ニウヨーク」監獄協會の「イースミス」曰く

犯罪を學術的に處遇するの發時は「キリスト」教の靈感の許にある學術が人情の爲に盡したる尤

も價ある寄附として此を算立せざる可らず、囚人を學術的に處遇することにつきては吾人は更に異論なし犯罪者を處遇することにつき學術的方法てふ語は使用すべき適當の術語なりと雖學術家が學術的に犯罪者を處遇するに當り是非とも用ゆべきは愛の力はなり

特別寄書

行政改革の風説と監獄事業

浪華生

新内閣施政の方針とも云べき政綱は發表せられ之に引續き各地方官に對する内務大臣の訓示は公表せられたり以上政綱訓示の梗概は予輩草莽の敢て是非する所に非すと雖も其大體の方針に至ては殆んど批難すべき點なきが如し、然り而して之と前後して行政改革てふ風説頻りに行はれ今や將に事實に顯れんとす、抑も行政整理、行政改革の語は從來往々予輩の見聞する所あるにも拘はらず其成績即ち實行を見るに至りしもの果して幾何かある是れ畢竟云ふは易く實行は難きの致する所なるべくして果して其遂

行を敢てする予輩の平素難事とする所なり、今や眼く所に依れば來年度の豫算案の如きは軍備擴張、農工商業の發達を企圖せらるゝ道程に於て著しき膨脹を見るありと、然り而して其信僞は予輩の保証する所にあらずと雖も是れ何れも會社の進化に伴ひ事務進取の結果に於て到底免かるべからざるの事相にして財政の整理にして機宜を得ば敢て國民の非議する所にあらずるは勿論官民共に此大經綸を贊襄するに容ならざるは予輩の信じて疑はざる所なり、然り今後に於て政府が行はるべき行政改革あるものは果して如何なる程度迄其斷行を見るや否やは素より未定の問題にして豫め茲に斷言するを得ずと雖も從來の例に依れば行政整理なるものは單に其縮少的の整理を主として擴張すべき點に就て其擴張を見ること殆んど全く是れなきが如し行政整理と云ひ改革と云ふ

其語異なりと雖も其意に至りては甲乙なきは勿論從前の如く單に縮少的の整理改革に止まるあらんか整理の語、遂に適應すべからざるなり、今回の行政改革なるものは果して如何なる點に向て改革整理を圖らるゝやは予輩之を知らずと雖も其縮少すべきは縮少する素より論なし只其擴張すべきに向て擴張を計圖せらるゝこと眞の整理改革なりとす、現に彼の軍備擴張案の如き眞の整理改革の良標準ならんか、然り而して予輩の技に極力擴張改革を冀ふ所のものは監獄制度の擴張整理なりとす、既往及現在の監獄は社會の危害を豫防する迄に犯罪人を一時繋留する場所に過ぎざるの感ありて世人も亦爾かく愚想せるもの多きか如し既に監獄の目的にして豫防拘禁の主題にあらずとす以上は此際該制度の擴張整備を謀らざるべからざるは勿論にして彼の既往五七年來政府は之れが擴張整理(監獄改良)に集注せらるゝ所ありと雖も監獄は概ね舊時の倉庫米廩の模様替したるものに過ぎざるより雜居制は依然たる雜居制にして行刑の目的を充分達せしむる能はざるは再犯者の續出するあるを以て見るも歴然として整理改良の不完全なるを證するに足るべしと信ず、又監督主務省に於

ても監獄課を單に警保局附屬の一課とせられたるより監督の不充分なるあるは又免かるべからざるの通弊にして監獄局設置の當時に比し一時縮少的整理に方針を取りつゝありしことは實に明かなる事實にして爾來明治廿三年以來又竊て擴張改良に勉むるありと雖も地方經濟の許さざる等の點より眞の改良の時運に到達する能はざるは惜みても尙は餘りありとす、前内相板垣伯が就任以來治獄改良の方針に熱心せらるゝ所あり大に前日の萎靡として振はざりし大勢を挽回せらるゝ所あらんとし未だ其施爲を見るに至らずして忽ち現内相樺山伯の世とはなれり樺山現内相の監獄事業に關する意見のある所予輩之を忖度する能はずと雖も其地方官に訓示せられたる事項中警察に係る事は洵に注意感歎なるにも拘はらず治獄の方針如何は一言之茲に及ぶかかりしは予輩の遺憾とする所なり最も警察事務に就ては直接人權に關係を及ぼすこと寡なからざるは尙は一面より觀察すれば故さらに之を云ふは却て從來の弊害を認められたる結果に原因するものなるべしと雖も監獄の事は故さらに之を云々せしめざりしは其大體の方針に於て從前と異ならざるも其矯正すべき必要を認められざ

りしに由るか、何れにしても沈黙斯道に及ばれざりしは予輩監獄者の眼より之を観察すれば心に慊然たる能はざるものあり今や監獄建築費國庫補助案は成案となり喜聞に上はれりと云ふ其他前内相の着手せられたる監獄問題一二に止まらざるなりと聞けば此諸問題に關する將來の運命如何は將に今後の内務大臣か監獄問題に關する方針如何を窺知するに足るものありと信し予輩は之を他日にトせんトす、要約すれば今後の行政改革は果して監獄制度に向て如何なる改革を見るや縮少か將た擴張か縮少的の改革は予輩斷して好まざる所、否な寧ろ他の縮少的の改革を移して膨張的の改革の方針に出てられんこと希望に堪へざるなり聊か行政改革の風説に就て云々すること然かり

●監獄局設置の必要

正々堂主人

今回松方伯は總理大臣として施政の方針を地方長官に示され尋て樺山内相も亦地方長官に訓示せらるゝ所ありしが官制改革の必要あるものと見へ近日其改正ある趣なり果して然らば文明諸國に介立して東洋の英國と言はるゝ大日本帝國に在ては實に消極的の

改革のみを希望すべきにあらざるも必要あるに於ては須らく積極的の改革をも行はざるべからず然らば節減し得べき的節減を加ふるを可とすと雖も社會の進歩に伴ひ必要を感ずる所の監獄をは決して之を抛棄すべきものにあらず、されば開明國の譽に倣ひ監獄局を設置して専ら監獄の改良に従事せしむるとは實に目下の急務ありとす故に樺山内相は英斷を行ひ以て監獄局を設置し久しく社會の問題たりし監獄の大改良を行ひ文明を以て驕る所の毛唐人をして後に踵着たらしめんことを希望して止まざるなり賢明なる諸公に於ては業に既に此に着目せらるるならん、現に清浦法相は多年警保局長として自ら其衝に當られ其後直接間接に監獄の改良を計られしとは況く世人の知る所なり今又官制改革取調總裁に任せらるゝ由果して然らば公か宿論の如く監獄局を設置し巡視官を置き監獄の大改良を行はるゝと蓋し疑ひなかるべし至囑々々

雜錄

●監獄則施行細則改正案と云ふ

に就て(承前)

五、被監視人を警察署に護送するに在監中の行狀表を添付する事、監視は主刑滿期の刑餘者を行政警察監視の下に附し本人の行狀及び將來生計の方法を監視せしめ再び罪を犯し社會を害せしめざらんことを豫防するの手段之を監視と云ふ去れば監視は總然たる警察取締權の範圍なるにも拘はらず犯罪の性質に依り法律の規定を以て司法裁判官が監視何年何月に處すと言渡すは實は司法權が行政權内に侵入したる者なりとの疑團は予輩平素之を懐抱せり加之ならず現行の監視規則は餘り繁雜に過ぎ被監視者を檢束すること煩に過ぐるより監視規則違犯の再犯者を出すこと決して尠なきにあらざるは裁判統計の示す所にして監視中遵守すべき條件の函には随分究屈なる規定の在るより監視に付せられたる法律の精神に違背せざるものにして其

身の愚鈍なるより或は監視規則違犯を以て再び監獄に拘禁せらるゝに至る者又多きが如し是れ全く現行監視規則の煩雜なるに依らずんばならず、予輩を以て之を見れば監視其ものゝ目的を達しさへすれば可かり何ぞ其目的を達する手段の繁雜なるや是れ監視規則違犯者の多き又偶然にあらざるかり故を以て予輩は平素監視規則の改正を希望すること久し、聞く改正刑法草案に於ては至極之を簡便にし一、住居の禁即ち犯罪の地及被害者所在地の全部若くは一部二、家宅搜索及び物品差押權此二權利を警察官吏に附與したるに過ぎず而して此第二項に就ても警察官吏の隨意權とし強て執行するを要せざることをせり是れ洵に予輩の意を得たるものにして現行監視規則より生ずる弊害獨り前掲の理由に止まらざるは勿論、社會の良民をして被監視者たることを知り易き様規定せられたるより社會の良民は之に齒することを耻づるより職業を得るに難く衣食の窮乏は犯罪に墮落せしむるに至ること決して寡少にあらざるに監視は被監視人の行狀を監視せしむるものなれば之が任にある警察官に於て在監中の行狀如何を知悉せしめん

こと最も必要にして本項の規定に改めらるゝ旨趣
予望之を賛するの外なし

六、在監人を他監に押送する時領置の金品は押送官
實に保管せしむるの規定（施行細則第十九條第二
十條）を廢したる事、從來在監人押送の途中に於
て金貨貨物と同時に押送官吏をして保管傳遞せし
めしは一面遞送の費用を省き且つは一の便宜法と
して施行細則第十九條第二十條に於て規定せられ
たりと雖も元來在監人護送の任に膺る看守又は傳
遞護送の場合に於ける沿道警察署の護送官吏をし
て併せて金品物件を逕保管傳遞せしむるは事、遞
送官吏當然の職務と云ふ能はざるのみならず往々
途中に於て改査授受の煩しきものあり或は甚だし
きは其間に不足紛失等の場合相立し甲乙責任を明
かにする能はざる等の虞あるのみならず金品保管
の義務なき護送官吏に金貨物件の保管遞送に任せ
しむるは法規上穩當ならざるやの疑なき能はざる
より本二條を削除せらるべき旨意にあるべくして
至極道を得たることなりと信ず、抑も何置金品
保管の義務を有するものゝ誰たるやは何置金品出
納官なるものゝあるありて監獄に領置中の金貨

物件に就ては他日本人に下付するか又は他監の正
當保管の責任ある官吏に引渡す迄は當然其保管の
責任内にありて之を猥りに他の責任なき押送官吏
の手に移し遞送せしむるか如きは變例の甚だしき
ものにして押送官吏も亦充分の責任を以て之に任
する能はざるの事由あり旁々其遞送途中に於て破
損紛失を避くる爲め相當の手續を踐行し通運會社
なり又は郵便爲替を以て送付するの正當且つ安全
なるに如かざるべしとの主旨に出でたるなるべし
七、雜居拘禁は三人以上たるへしとの事并に刑期限
内罪を犯し及餘罪の爲め訴追せられたる者は一層
一人を拘禁すべき事、雜居制の監獄は刑罰の目的
を達する上に於て之に伴ふ所の弊害多きより當局
者の間に批難あり且議論多きことは讀者の夙に知
悉せらるゝ所にして是非の論ハ最早其時代を經過
し去りたりと雖も現今の監獄として過半改築新營
を漸行するにあらざれば能く分房制を實施する能
はざるより目下何れの監獄に於ても雜居制の舊套
を墨守するの止むを得ざるは我國目下の狀勢に照
し到底免かるべからざるの數と云ふべし然れども
内務省訓令獄務概則の規定に由れば一監房には必

らす奇數の在監人を入れるべきことありしを本草
案には三人以上たるへしと改められたるやに開く
要するに奇數と云ひ三人以上と云ふ共に其意のあ
る所は粗々推知するを得べきものあり抑も雜居拘
禁の弊實は惡事の傳播即ち犯罪の教養其最なりと
雖も單に二人若くは偶數と云ふか如きは往々破倫
の醜行を犯し易き虞れあるのみならず非行隠謀等
の合議容易に纏り易きこと通例なれば是等の弊害
を豫防する爲め奇數即ち三人以上たるへしとせら
れたるは至極注意の至れる所なりとす然り而して
刑期内の犯罪及び餘罪の爲め訴訟進行中に在るも
のに對し分房拘禁の法を採用したるは罪證湮滅を
防ぎ及び通謀等の慮なからしむるの主意に出でた
ることは尙刑事被告人拘禁の理由に異ならざるべ
しと信ず草案者の意果して如何

八、囚人懲治人の監房には官給用紙の外入れしめざ
る事、是れ又別段耳新しき新案にあらずして現在
に在つても多くの監獄に於て爾かく取扱ひつゝあ
るが如し是れ即ち其理由を説明する迄もなく紀律
を紊亂し或は種々の遊戯に使用し及び非行通信の
資に害用するの恐れあるべければならん

九、看讀の爲め下附する書籍は一時に二冊を超ゆべ
からざる事但字書は此限外とせられたる事、本項
の如きは曉々しく施行細則に明定するを俟たず典
獄に於て隨時制限せらるゝ所ありて可なるべきに
草案は之を特記するに至りしは要するに無制限に
之が下附看讀を許し果ては他人に貸與し及裝飾的
に下附を請ふものあるに至り取締上の不便尠から
ざるべければ之を二冊に制限し参照復讀の資に供
せしめんとの主意に出でたるなるべしと思惟せり
而して其字書を限外とせられたるは彼是獨習の用
に供せしめんとの意からんか

十、監獄内の各要素又は官舎には急報知機の設備あ
らしむる事、是は最も監獄に必要とする所にして
監獄内の非常事件を急報し及び夜中急劇の變事を
典獄并に看守長書記等に申報するの設備なかるべ
からざるは勿論今日實際に於ても大抵此設けあら
ざるはなし然れども尙之を明文に規定し其普及を
謀らしめらるゝの意に外あらざるなり

● 新入者の收監を拒絶し得るの
規定を設けられし
(以下次號)

現行監獄則の明文に依れば法定の令狀を以て引致し來るときは如何なる種類の者と雖も收監を拒絶する能はざることをなれるより恐るべき染病等に罹れるものと雖もこれを拒むことを得ざるより不慮の害毒を監獄内に輸入し果ては病毒をして監獄内に蔓延せしむるに至るの虞れなき能はず監獄の不幸之より大なるはなし、是れ法定の不備に屬するより止むを得ずとするも予輩監獄者流より之を觀れば大に其不可を訴へざるべからざるなり、凡そ法律の規定に依り正當の職權を有する判檢事の發したる令狀を以て監獄に突附し來る者は素より正當收監せらるべき理由のあるありて身体自由の拘束を要するは勿論にして法定上の缺點あるにあらざれば典獄に於て之を拒絶するを得ずと云ふも此規定をして確然動かすべからずとせんか監獄は遂に傳染病の巢窟となり在監多囚の不幸は言ふに及ばず監獄の衛生得て其目的を達すべからざるに至る、聞く歐洲諸國殊に普國等の獄制に由れば普通收監拒絶の理由として尙ほ疾病、懶惰、泥酔等の條件を以て之れに加へられたりと是れ皆相當の理由あるに基因するものなるべくして彼の恐るべき傳染病に罹りたるもの及び癡狂者又は懷

胎後分娩期に近きものも強て監獄に收監せしめざるべからずとせんか一は(癡狂者に對しては)拘禁の目的を達すること能はざるものに屬し懷胎者の如き甚たしきは監獄を以て分娩の場所と思惟するか如き思想を抱かしめ故さらには罪を犯して監獄に出入するものあるに至るの弊なき能はざるに至り監獄即ち行刑の場所たるの嚴正を保全する能はざるに終らんとす之を要するに現行の法制上收監拒絶條件の規安之れなしと雖も右に例擧したるか如き種類の者は隨時典獄に於て監獄の衛生及び紀律を保持するに必要なりと思惟する場合に限り所轄檢事又は裁制官と協議を遂げ其地方の選病院又は癡狂院に付托し得るの途を洞開せられんことを予輩は希望に堪へざるなり

●監獄官吏の増俸は目下の急務なり

地方判任官吏の増俸説は再び今回召集せられたる地方長官の協議事項に上はり委員を選んて其筋へ建議せられんとすと又或は既に建議せられたるやに聞く右は果して事實なりや否やは予輩操縦者の興り知る所にあらずと雖も今回發表せられたる政綱中人才登用の事を云ひ又官紀振肅の事を云ふ俱に能者を擧げ

官吏たるの職責を盡さしめんとの旨意あることは素より辯を俟たざる所にして從來既に官吏と云へば政府の公職に従事し俸祿に衣食するものなれば其職責を完ふせんこと素より當然なりと雖も既往及び現在の如き甚た厚からざる俸給を受くる判任官吏に在つては其能者を擧ぐるは倍置き嚴正至峻ある官吏服務紀律を服膺するの謹嚴ならざるより官吏の私行醜聞往々予輩の耳にする所にして轉々窘蹙に堪へざる所なり是れ即ち今回の政綱中官紀振肅の明文ある所以にして而して能者を擧ぐるの必要ある所以又其俸給を厚ふするの他、手段あらざるより再び此地方長官の協議となり建議となりし所以の理由に外ならざるべし、予輩嘗て地方の監獄事務に従事する官吏に殊更に此増俸説を主張し之を筆に上せしこと茲に一再に止まらざるものあり然るに當局者は恬として顧みざるか如く監獄官吏は常に就中地方判任官中薄給に甘んじ未班に席し夙夜職務に執掌せることは略に事實に相違なし如此劇職に従事するにも拘はらず俸給は甚だ厚からざるのみならず往々十二圓以下の判任官を以て補充せる府縣多きか如し然れば其能者を抜き其事務を擧げしめんこと尙ほ樹に縁て魚を求む

るの類にして監獄改良事務の實蹟見るべきなき尚に故なきにあらざるなり目下、戰勝の結果に依り各種の業務大に擴張し會社に實業に人才を要するの時に於てをや其少しく心ある者の他に方向を求むるの止むを得ざる所以ならんか、今にして官吏の俸給を増加し待遇を厚ふするにあらざれば國家行政の伸強何を以て期せんや況んや將來監獄改良をして十全の效を奏するを得んや予輩敢て監獄改良事業の爲め監獄官吏の増俸を希望する所以なり去れば政府に於ても地方長官の建議を容れ人才を登用し併せて官紀の振肅を確保するに足るべき増俸説の實施あらんことを望む

●一日の菜代壹錢以下の規定は目下の物價に對し寡少に失す

在監人規定の食糧は監獄則第二十八條に明文あり米四分麥六分の割合を以て作業の強弱に依り八合以下の範圍内に於て區別を立てたり、然り而して此八合以下の食糧は其斟酌指定を典獄の權内に屬せしめれば各作業の種類に依り操縦宜しきを得は敢て其間に遺憾なきか如しと雖も一人一日の菜代金壹錢以下との規定は目下の狀況に照し甚た少額に失するか如

し最も此規定の基く所は通常細民の常食を標準とし
 訂定したるものに相違なしと云ふと雖も全国各地方
 物價の高價あるより勢ひ甲乙地方の間に差額を生ず
 るは數の免かるべからざる所なるのみならず細民の
 常食との權衡を失するあらんことを慮り壹錢以下の
 金額を以て制限を立てたるものなることは素より將
 に然るべき所なりと雖も目下の如き社會經濟上の變
 動よりして諸物價に著しき高騰を來すに至つては監
 獄則の此規定は洵に寡少にして當局者の間に困難を
 感しつゝあることは將に掩ふべからざるの事實なり
 とす予輩今日より之を推考すれば監獄則か其除外例
 を示さざりしこそ吳々も遺憾とする所なり試みに昨
 今の物價表に就て之を詳査するに、一日二食の菜代
 壹錢以内を以て支辨せざるべからすと云ふか如きは
 眞に其給與品の採擇に困難を感しつゝあること思ひ
 半はに過ぐるものあらんとす現に菜代とし云へは勿
 論炊煮に供する薪炭、味噌、醬油、漬物等も此制限以
 内に於て處辨せざるへからざるは當然にして如何に
 粗品を撰むと雖も如何に低下なる補助材料即ち味噌
 醬油其他を供用せんとするも殆んど其計算を採る能
 はざるものあるか如し而して一面身體營養上の點よ

り如何に其調理を好良ならしむるに當局者か潜心注
 意する所ありと雖も其十全を期するは愚か遂には營
 養不給の結果、衰憊等の諸病を惹起するもの多きは
 監獄醫統計の示す所なり今や社會上の諸物價頗に高
 騰し殊に食料用の米麥、味噌、醬油、蔬菜の類に至る
 迄其暴騰決して監獄則制定當年の比にあらざるは勿
 論殆んど前年に比し陪從するもの多々之れあるへし
 然るに獨り菜代に限り尙ほ壹錢以下にて處辨せざる
 へからざるを以て當局者の困難尠なきにあらす故に
 予輩は監獄則の此規定も目下の如き物價騰貴の際に
 當つては之れか除外例を置かれ相當處理の方法を設
 けられんことを希望に堪へざるなり

●臺灣監獄事務の擴張に就て

臺灣 浪士

臺灣島は民政局長の監督に屬し各縣知事之が管理を
 爲すとは既に民政局官制の定むる處にして各縣知事
 管理の法は本年五月總督府訓令第五號に依り警部長
 之が重任を負ひ各監獄署長を指揮監督し警察課中僅
 かに一係を置き監獄事務萬般の處理を爲す者とす而
 して民政局官制發布の當時余輩は監獄署長は直接知
 事に隸屬し之が指揮命令を奉する者なるか將亦其間

介立する者ありて監獄事務は縮少せらるゝ者なるか
 は大に疑を存せし者にして余輩は監獄の性質上介立
 者の關涉を許さざるのみならず進んで知事の管理
 を脱し事専ら典獄に任し監獄をして更に總督府に直
 隸せしめんと欲する者なりしなり況んや本島監獄費
 の如き總て國庫支辨にして敢て之を地方費に仰がざ
 るが故に行政區劃變更の如き亦必ずしも難事たるに
 非らざるを信するに於てをや實に監獄統一上然かく
 斷行を要するものにして亦夙に識者の是認する處な
 り然れども今や民政局官制のあるあり曩きに亦總督
 府訓令あり余輩の希望をして容るゝに最も吝なりと
 雖ども早晚其軌道に出でざるべからず果せる哉過般
 之が初歩段階として左の訓令を得たり

訓令第百八號

島 縣 廳

明治廿九年五月訓第五號を以て各地方廳分課規程
 準則第四條に監獄事務は警察課の事項として取
 扱方訓令置候處自今其廳の一課として書記官の掌
 理に附し課中適宜係を設け該務に經驗ある者をし
 て從事せしむべし

明治廿九年九月五日 臺灣總督子爵 桂太郎

課中僅かに一係を以て監獄事務の統轄整理を望む素
 とより難し況んや警部長は他に監獄と對比すべき重
 任あるに非ずや然れども創業時施政としては亦止む
 を得ざる者あり本訓令の如き亦書記官の掌理に屬し
 尙警部長時代に異なるなしと雖ども其文書、土木、會計
 警察と共に樹立し一課を組織するに至ては元とより
 前者の比の如きに非ざるなり然りと雖ども監獄事務
 の歩脚に關しては前途尙杞憂なき能はず現時の狀勢
 監獄をして總督府に直隸せしむる能はずとすれば速
 かに典獄なる専務官を置き之が掌理に當らしめ治獄
 の好績をして發揚せしめんと切望に堪へざるなり況
 んや本島の位置たる帝國に於ける前關門にして歐米
 文明國人種の注目最も緻密且つ恰當なる場所たるに
 於ておや余輩は臺灣監獄の爲め舊時の牢屋視せらる
 るかかんらんとを祈ると共に斯道人士の援助を得んと
 欲する者なり

● 刑法に就ての獨演說

(前號の續き)

都西樓主人

是より刑の細目に入りて御話し致します、今現行刑
 法第七條乃至第十條の規定する刑の性質を區別し

するときはツマリ左の四種となすことを得べし

第一、施牀刑、之れは犯人の身體に直接施す所の刑

第二、自由刑、之れは犯人の身體に及ぼすことか
く單に其自由を剝奪し又は之れを制限するの刑

第三、權利刑、之れは犯人の民法上又は政治上の
權利を剝奪するの刑

第四、財産刑、之れは犯人の資産を剝奪するの刑
以下順を逐ふてお話しすることと致しませす

施牀刑、日本刑法に於きまして施牀の刑と云ふは單
に死刑の一つあるのみで御座いますすが死刑は元と極
刑でありまして一度ひ之を執行するときは假令後日
に至り裁判の錯誤を發見致しませすも之を回復する
ことが出来なぬ即ち我が前回到に述べた如く刑は
分割し得へく又中止し得べきものでなければならん
と云ふ主義に悖るものでありませす又た之を社會の利
益より云ひませすも社會は一人なりとも過ちを改め
善良の人とならんことを企望するものでありませすか
ら此刑は種々の點よりして弊害があるので御座いま
す此を以て死刑は果して正當なりや否や又社會は之

を行ふの權利ありや否やに付て歐米各國に於て議論
紛々として結んで未だ解けざる所て御座います而し
て或る國に於きましては斷然死刑を廢したる向も御
座います、今社會が死刑を行ふは正當なりとする論
者の言ふ所に據りませすれば死刑と云ふものは世界各
國に於て刑罰を行ふことを初めたる以來皆之を用ひ
近世に至る迄未だ曾て其不當を鳴らすものなく又之
を疑ふものもなかりしは畢竟其不當に非ざりしを以
てなりと云ふので御座います乍併斯かる沿革は毫も
死刑の是非を論するの證據とするには足りません何
となれば何れの國にても其不正なるを疑はざる制度
も文明の進歩するに従ひ段々其非を悟り之を廢せん
とするもの尠なからざればなり例へば歐洲に於ける
奴隸制度は今日にてこそ何人も之を非とすれども昔
時に在ては之を非とするものはなかつた必ずや之を
當然として居つたに相違ない又拷問は歐洲に於て支
那に於ては又日本に於ては昔時は皆之を用ひ雖も其不當
を疑はざりしが今日に至つては之を不當として遂に
廢するに至りませした死刑も矢張り之に類するもので
當に古來其不當を鳴らさなかつたと云ふの一事を以
て未だ死刑が正理であるとは斷言し難いので御座いま

ます現に墨西哥の或二三州羅馬尼亞葡萄牙和蘭北米合
衆國のある州に於ては死刑を廢して居りませす是
等各國が死刑廢止後統計の上にて於て犯人の數は決し
て増加しないと云ふ話してありませす此に於てか所謂
死刑廢止論と云ふものが起つたので御座います
元來死刑存廢の事は死刑の性質是非の問題に非ずし
て必要有無の問題に歸着するのである換言せば死刑
は存すべきか將た廢すべきかと云ふことは死刑は正
當なりや不正當なりやに因て決すべきに非ずして社
會は死刑を行ふの必要ありや否やに因て決すべき問
題で御座います而して私は日本今日の狀態に鑑み國
家の秩序安寧を維持する上に於て死刑の必要を認む
るもので御座います今私は尙ほ論歩を進めて死刑は
道理上正當であるや否やと云ふことよりして論究し
やうと思ひませす

私の意に以爲らく死刑は道理上決して不當にあらず
と考へませす何となれば豫め謀て人を殺害したるもの
く如きは其情狀實に惡むべきものでありませす、され
ば其極惡者の生命を奪ふは當然なりと云はなければ
ならぬ、現に人の生命を奪へり己れの生命を奪はる
くは因果の道理なり又實際上より云ふも殺人者の如

きは實に社會に危險なるものであるから若しこれを
宥恕して置かば復た他人を殺すやも測られぬ、社會
は元來惡人を除き安寧秩序を維持するの權利を有し
て居りませす若し斯かる極惡者を生かし置かんか再び
良民を害するの恐れが御座います、故に惡人を死刑
に處するのは結局良民を殺すよりも惡人を殺すに如
かずと云ふ譯でありませす此點より論して死刑は不當
にあらざることば明らかで御座います又た死刑は行
ふ能はざるものとすれば結局罰金の外總ての刑罰は
之を行ふことの出来ないやうになりませす死刑廢止論
者は社會は人の生命を奪ふの權なしと申しませすが抑
も人間は其生命を保つての權利あり之を以て社會が其
生命を奪ふは不正なりと云はゞ又一方には人は自由
を守るの權利あり然らば人の自由を剝奪する所の刑
も亦不正なりと云はなければならぬ然るに彼れを非
とし此を是とするに至つては誠に矛盾の話と云は
なければならぬので御座います人の生命を奪ふが不
正なりとせば又た自由を奪ふことも不正なりと云は
なければならぬ又此を正當なりとすれば彼も亦正當
なりと云はなければならぬ抑も人の權利と云ふものは
絶対的のものに非ずして相對的のものでありませす

即ち自己の権利を行ふ爲めに他人の権利を害することとは出来ません人を殺すが如きは人の権利を害するの最も甚だしきものであります犯人は自己の権利の限界を超越して他人の権利を害しましたから此侵犯の所爲を他の方法を以て防くを得れば格別でありますけれども極悪の徒に至ては其生命を奪ふにあらざるは是非其生命を剝奪しなければならぬので御座います以上論するか如く私は道理上死刑は正當であるとするも、さて社會は其死刑と云ふものを實行するの必要ありや否と云ふことを論究しければならぬ私が前回に述べました如く刑罰權と云ふものは社會の必要に基つくものでありますから實際世の中が之れを行ふの必要なしとするときは刑罰權は之れを如何ともすることが出来ないで御座います

而して社會の必要と云ふことは時と場所とによりて相違のあるもので萬國を通し古今を経て同一に適用することの出来ないもので御座います即ち歐米に於て死刑を廢し極悪の徒横行せずと云へばとて直に之を日本に持つて来て日本に於ても死刑を廢しても極悪の徒横行せずとは未だ斷言することが出来ないの

であります故に其必要不必要を論ずるは宜しく其問題の起りし國の狀況を問はなければならぬ若し其國が文明にして死刑を廢するも悪人を防ぐことを得るなれば之を行ふの必要がないのである従て死刑は廢さなければならぬ又之に反して死刑を廢止すれば犯人の増加する恐れあれば即ち其國には未だ死刑を行ふの必要があるので御座います従て之を存すること要す即ち日本の如きは若し死刑を廢したならば極悪の徒増加するの恐れあることを認めて我立法者は之を設けたるものであると思ひます之れ私が死刑存廢の事は是非の問題にあらすして必要有無の問題なりと云ふ所以で御座います

以上述べたるが如く現行刑法は死刑の必要を認むるとは云へ彼の新律綱領や改定律令に比ぶれば餘程之を行ふの場合が減少して居ります我刑法に於て死刑を行ふ場合は其數二十にして要するに人の生命に關する犯罪のみに限りて居ります尤も皇室に對する犯罪は例外でありますが其他は皆直接間接に人の生命に關係あるもので御座いますして財産上のみ關係する犯罪には死刑を行はざるは刑法の主義とする所であります

我國死刑の執行方法は刑法第十二條乃至第十六條に規定して居ります即ち死刑は絞臺に上はせて絞首する方法であります我國が何故に斬首を廢して絞首とせしかは往時の如く火刑烙磔刑等の殘忍なる方法を用ひて四人に無益の苦痛を蒙らしめてはならぬ死刑執行の方法は成丈苦痛の少なきものを選まなければならぬと云ふ主意に出でたるもので即ち絞を以て斬より苦痛少なきものと認めたるか或は絞と斬と其苦痛の輕重を知ることが出来ないから可成親戚故舊の殘忍を覺ゆる少なき方法を探りたるか二者其一に居るもので御座います其之を執行する場合には必ず檢事及典獄監して監獄内に於て執行するのであります又死刑は他の刑と異り單に裁判確定するのみにては未だ執行することが出来ない必ず司法大臣の命令を俟たなければならぬのである斯く鄭重の規定を設けたる理由は抑も死刑は一度執行すれば最早之を回復することの出来ない故であります若し裁判の錯誤あるときは勿論犯人に慙ひへき情狀あるか其他死刑を行ふの必要な場合に於ては司法大臣に上奏して特赦を乞ふことが出来るので御座います若し司法大臣に於て執行すべき

ものとするれば執行の命令を下たすのであります然れども大祀令節國祭の日には絶對的に死刑を行ふことが出来ません之れは國民一般に祝意を表すべき日なるを以て死刑杯を執行して一部の民を悲ましむるは不當なりとの主意で御座います

又死刑の宣告を受けたる婦女にして懐妊中なるときは設令裁判確定して且司法大臣の命令あるも分娩後一百日を經なければ之を執行することは出来ません蓋し刑は犯人の一身に止まるとの主意に出でたるもので御座います若し懐胎中なるにも拘はらず之を執行しましたならば胎内の罪なき小兒の生命を奪ふこととなりますから刑法は之を分娩後と定めたのであります然らば分娩後一百日を經ると要するは如何なる理由であるかと云ふに抑も小兒は生れたるのみにては生活することが出来ない凡そ一百日も哺乳するときは成長の緒に就き以後は乳を離れても生活上差支なきを認めたるものであらうと考へます此場合に在ては別に議論は御座いませんが若し犯罪の當時には懐胎中なるも死刑宣告以前に分娩したるか又は分娩後百日以内にして所生の子死去したるか又は流産の如き場合又は醫師穩婆懐胎の有無を診斷する能は

はる場合等に至ては多少疑の存するものがあろうと思ひます今卑見を述へて諸君の叱正を願はうと思ひます

(イ)宣告以前に分娩したる場合 此場合に於ても矢張り分娩の日より起算して百日の猶豫を與へて執行すべきものと考へます尤も法文に宣告を受けたる婦女とあるが故に本文の如く既に宣告以前に於て分娩したるものは該法文の支配する所にあらざるが如く見へますけれども刑事法律の解釋上被告人に利益なる所は可成之を擴充して其精神を貫くことが主要であらうと思ひます
(ロ)分娩後百日以内にして所生の子死去したる時 元と分娩後百日の猶豫を與へたる法律の精神は其子を保護するの意に出で母を保護するの爲めにあらざるを以て所生の子にして既に死去するときは其百日以内と雖も直に刑を執行して差支なきものゝ如く思はれますけれども決してそうでない今法文に據りますれば百日の猶豫を與ふるは其所生子の生存するに否とには毫も關係を保つものではありませぬ唯分娩の一事を以て母に百日間死刑を執行せられざるの權利を與へた

るものでありますから其子が死去致しまするも百日の猶豫は與ふべきものであらうと考へます

(ハ)流産の如き場合 此場合は無論百日の猶豫を與ふべき限りでないと思ひます法文の所謂分娩とは流産の如く胎兒既に死去して生れたるものを云ふのでは御座いませぬ勿論私は學者に非ざれば文字の義解は充分知りませぬが婉とは産子のことにして字典によりまするも一に曰生と御座いますから死体又は血体にて出でたるものは無論分娩と稱することは出来なからうと考へます
(ニ)醫師穩婆懐胎の有無を診断する能はざる場合 此場合は其診断し得るまで刑の執行を止め果して懐胎なりしときは分娩を待て行刑すべきものと考へます何せなれば其診断することの出来ないのは診断の途なきにあらざして未だ日月の経過が浅いからでありますから充分注意して誤りなきの診断を得る迄其執行を止めなければならぬと思ひます畢竟之を診断する能はざるが爲めに日月を經過せしむるは誤て胎兒を殺すの憂よ

りは其害僅少なればなり

次ぎには誠に見易き事柄にして面かも往々世の中の議論の種となるものが御座います外ではありませぬ死刑の執行を受けたるものが蘇生したるときは如何すべきやとの問題であります私は此問題を聞く毎に實に奇態の思ひを爲すので御座います何んとなれば一体死刑の執行を受けたるものが再び蘇生すると云ふ事實の生すべき等でないと思へます元來死刑とは全く囚人の生命を絶つものでありますから其生命を絶ちたるものが蘇生するの道理がない若し誤て絞繩が切れるとか又は死刑の執行を了りたりと思ふものが蘇生することあらば此は未だ死刑の執行を完了したるものにあらざして執行未遂のものと云はなければならぬので御座います故に如此場合には再び之を絞架に上げせ絞首しなければならぬ人或は之を以て死刑を再びするものなりと言ふものか御座いますけれども之は大變な謬見でありまして必竟刑罰と刑罰の執行方法を混視したるもので御座います死刑は刑罰であつて絞首は其方法に過ぎないのでありますから幾回絞首するも法理上毫も妨げないので御座います現に先き頃北地某監獄署にては死刑執行最中絞

繩が切れて囚人が墮落したとか云ふ話しか御座います之等は幾回にても絞首してツマリ死刑の目的を達しなればならぬので御座います又た監獄則第三十七條末項には刑死者は死相を驗したる后仍は五分時を過ぎされば其遺骸を絞架より解下し之を埋葬し若くは下付することを許さすとあります今夫れ其死相を驗したる後とは全く死を逃けたるの後と云ふ義にして夫から仍は五分時を經過せざれば之を解下することが出来ないものでありますから若しも蘇生すると云ふやうな事實があつたならば此は未だ死相を驗したる後仍は五分時を過ぎたるものと云ふことは出来ない全く醫師の誤診に出でたるものと云はなければなりませぬ
以上施射刑に付て大要の話しを了へましたから次回に自由刑の話に移ります (以下次號)

監獄法令

臺灣律令

臺灣總督府評議會の議決を経たる拘留又は科料の刑に該るべき犯罪即決例勅裁を得て茲に之を發布す

明治廿九年十月一日 臺灣總督子爵 桂 太郎 律令第七號

拘留又は科料の刑に該るべき犯罪即決例

第一條 警察署長及分署長、又は其代理たる官吏并 憲兵隊長分隊長及下士は其管轄地内に於ける十日 以内の拘留又は一圓九十五錢以下の科料の刑に該 るべき犯罪を即決すべし

第二條 即決は畧式を以てし被告人の陳述を聽き證 憑を取調べ直に其言渡を爲すべし

又被告人を呼出すことなく若は呼出たりと雖ども 出廷せざるときは直に其言渡書を本人又は其住所 に送達することを得

第三條 即決の言渡に對しては地方法院に正式の裁 判を請求することを得但正式の裁判を経ずして直 に上訴することを得ず

第四條 即決の言渡書には被告人の氏名年齢身分職 業住所犯罪の場所年月日時罪名刑名及正式の裁判 を請求することを得べき期限并其言渡を爲したる 官吏の官名及氏名年月日を記載すべし

第五條 正式の裁判を請求する者は即決の言渡を爲 したる官署に申立書を差出すべし但其期限ハ第二

條第一項の場合に於ては言渡しありたる時より三 日以内第二項の場合に於ては言渡書の送達ありた る時より五日以内とす

第六條 前條の申立を受けたる官署は速に訴訟に關 する一切の書類を地方法院檢察官に送達すべし

第七條 科料の言渡を爲したるときは必要場合に於 ては其金額を假納せしむべし若し納めざる者は一 圓を一日に折算して之を留置す其一圓に滿たざる ものと雖も仍一日に計算す

第八條 拘留の言渡を爲したるときは必要の場合に 於ては第五條に定めたる期限内之を留置す但刑期 五日以内なるときは其日數を過くことを得ず

第九條 留置したる者正式の裁判を請求し因て呼出 狀の送達ありたるときは直に留置を解くべし

第十條 留置の日數は一日を一圓に折算して科料の 金額に算入し又は拘留の刑期に算入すべし

叙任及辭令

十月十四日 陸叙高等官七等 巖手縣典獄 小林 清一

十月十九日

任福井縣典獄 内務屬正八位 酒泉 温忠 叙高等官八等 福井縣典獄 酒泉 温忠 非職を命す 福井縣典獄 樋口 一成

八月廿七日

三池集治監 元看守 井上 由幸 滿十一年勤続候に付給勲例に依り年額金參拾壹圓給與 元看守長 安本八百道

八月廿八日

滿二年在官に付金拾五圓給與 (八月十五日内務省)

九月一日 看守 木山 文八 依願看守を免す 全 山崎藤一郎

九月七日

看守 島越惣平次 依願看守を免す 全 中野惣太郎 看守を免す 元看守 山崎藤一郎

九月八日

滿六年勤續に付給勲例に依り金參拾圓給與 元看守 山崎藤一郎 九月十一日 全 島越惣平次

九月十一日

本年七月廿一日坑内勤務中落石の爲め負傷候に付治療料として金 七圓給與 看守 白杵 金藏 月俸拾圓給與 全 岩越 保重

九月十二日

月俸九圓給與

全 宗 儀八郎 全 眞木 昇 九月廿六日 看守を免す 全 寺尾 銀平

任福島縣相馬郡書記 福 島 縣 月俸九圓給與 (七月十一日) (中村支署) 福 島 縣 伊東 詳實

建築工事取調の爲め中村支署へ出張を命す (本署) 臨時雇 田中初五郎 故君島舊治在官中死亡に付月俸三ヶ月分給與す 君島舊治遠族 泉田 三郎

福島縣雇を命す月俸八圓給與 監獄署第三課勤務を命す (七月十三日) (本署) 看守 角田 金作

看守を免す(職務抛棄) (七月十六日) 自今月俸九圓給與 (本署) 雇 杉浦 久尙

自今日給貳拾七錢給與 (同) 雇 大久保小四郎 自今月俸七圓給與 (同) 雇 齋藤 六郎

全 (各通) (同) 雇 海野 金吾 自今月俸九圓給與 (本署) 臨時雇 田口 彌市

自今日給貳拾七錢給與 (本署) 押丁 半澤勇次郎 (同) 押丁 松井 政在 自今月俸七圓給與 (同) 押丁 横山 榮次 自今月俸六圓給與 (同) 押丁 佐野 昌平

(各通) (七月十七日) (本署)押丁 佐藤 兵吉

看守教習科卒業自今月俸八圓給與 (七月十八日) (本署)看守 小山 龜

給九級俸 (七月二十一日) 看守長兼監獄書記 木村 通

看守を命す、月俸六圓給與、監獄署在勤を命す、看守教習科卒業 (七月二十三日) 眞中 眞助

押丁を解く(職務廢) (七月二十七日) (本署)押丁 伊藤 唯二

任福島縣看守長、給九級俸、監獄署第二課勤務を命す、看守教習所官を命す(七月二十八日) 福島縣双葉郡書記 勳七等 渡部 三六

依願看守を免す (中村)看守 錦織 喜八

福島縣を命す、月俸九圓給與、中村監獄支署在勤を命す(七月三十日) 錦織 喜八

看守を命す、月俸六圓給與、監獄署在勤を命す、看守教習生を命す (本署)押丁 中澤勇次郎

依願免本職 (七月三十一日) (本署)教師 伊奈 其啓

看守を命す、月俸六圓給與、監獄署在勤を命す、看守教習生を命す 大友 菊次

任宮城集治監看守長、給九級俸 (發令七月三十一日) 看守長兼監獄書記 木村 通

給七級俸、非職を命す (八月三日) 監獄書記兼看守長 橋本 利邦

依願看守を免す (八月四日) (本署)看守 坂谷武三郎

看守を命す、月俸六圓給與、監獄署在勤を命す、看守教習生を命す (八月五日) 鷗田 勝藏

看守を命す(職務汚辱) (八月一日) (本署)看守 佐藤 末吉

任福島縣監獄書記兼看守長、給八級俸、白河監獄支署長を命す、白河監獄支署出納官吏を命す、物品會計主任を命す 宮城集治監看守長 赤井 晋

依願女監取締を免す (若松)女監取締 村本 サク

女監取締を命す、月俸四圓五拾錢給與、若松監獄支署在勤を命す 和田 タク

看守を免す(職務汚辱) (八月十日) (本署)看守 久野 徳次

依願看守を免す (八月十一日) (平支署)看守 川上 富榮

依願免本官並兼官 非職福島縣監獄書記兼看守長 橋本 利邦

看守を命す、月俸六圓給與、看守教習生を命す 石井甚八郎

監獄署在勤を命す 淺井甲子太郎

中村監獄支署在勤を命す (以上八月十四日) 看守 淺井甲子太郎

押丁を命す、月俸五圓五拾錢給與、監獄署在勤を命す 看守 石井甚八郎

除服出任を命す 監獄書記兼看守長 赤井 晋

女監取締を命す、月俸四圓給與、中村監獄支署在勤を命す 野村要太郎

○明治廿九年八月四日 佐賀縣 看守 内田與四太郎

除服出任を命す 押丁 島内 林治

○明治廿九年八月八日 看守 谷川 儀治

御用有之三池集治監へ出張を命す 授業手 内川義興一

同 全 富安 平藤

○明治二十九年八月十日 全 橋富惣左衛門

御用有之香川縣へ出張を命す 教師 筑後 豐通

○明治二十九年八月十五日 佐賀縣看守を命す、月俸六圓給與、教習生を命す 後藤英太郎

○明治二十九年八月十八日 御用有之長崎監獄署へ出張を命す 看守 平川常四郎

同 全 石田梅一郎

○明治二十九年八月二十四日 御用有之津津監獄支署へ出張を命す 履 野口謙次郎

佐賀縣看守を命す、月俸六圓給與、教習生を命す 看守 松本伊三郎

○明治廿九年八月八日、同十九日) 看守 石井淺一郎

看守を免す 同 森永 俊一

給五級俸、非職を命す (八月八日) 監獄書記兼看守長 金子 義賢

(各通) (以上八月十五日) 看守 吉江 忠孝

看守を命す、月俸六圓給與、監獄署在勤を命す、看守教習生を命す 白江 法順

(八月十七日) 松本之子之松

押丁を命す、月俸五圓五拾錢給與、監獄署在勤を命す(八月十九日) 福山 正之

福島縣教師を命す、月俸拾圓給與、監獄署在勤を命す (八月二十一日) 安齋與惣治

看守教習科卒業自今月俸八圓給與 (本署)看守 野崎 帶藏

同 (同)看守 井澤千代吉

同 (同)看守 佐藤 卯吉

同 (平支署)同 看守 安齋與惣治

依願看守を免す (八月二十六日) (平支署)看守 早坂 與明

平監獄支署在勤を命す (本署)看守 角田 鉄吉

同 (同)看守 清水 正利

同 (同)看守 監獄書記兼看守長 青沼錦太郎

文官普通試験合格を命す (九月三日) (本署)看守 横山 榮次

押丁を解く(職務廢) (九月四日) (本署)看守 志村 理弘

押丁を免す(職務廢) (九月七日) (本署)看守 志村 理弘

依願女監取締を解く (中村支署)女監取締 本山ナヤウ

遷送囚戒として警視廳監獄集積支署へ出張を命ず
 看守 佐藤 鷺男
 遷送囚戒として警視廳監獄市ヶ谷支署へ出張を命ず(以上七月十三日)
 依願看守を免す
 看守 神田 兵次
 雇を命ず但月給金八圓(以上七月十四日) 臨時授業手 内藤 常規
 相川監獄支署在勤を命ず(七月十五日) 看守 鈴木信太郎
 任新潟監獄書記 五十嵐與造
 月俸金拾一圓給與 監獄書記 全 人
 監獄署第三課勤務を命ず 全 人
 依願免本官 監獄書記 飯高太郎治
 依願看守を免す(以上七月廿三日) 看守 雅樂川利一
 看守 小林祐太郎
 看守 山崎 春藏
 宮川長三郎
 (各通)
 新潟縣看守を命ず但月俸金六圓、教習生を命ず(以上七月廿五日)
 元看守 雅樂川利一
 第六年以上勤績に付一給補助金叁拾圓給與(七月廿九日)
 監獄署第二課長第一課長看守長兼監獄書記 渡邊 功
 兼務を免す
 監獄書記 三村善五郎
 監獄署第一課長を命ず(以上八月一日) 看守長 芝原由太郎
 監獄署(出向)を命ず(八月四日) 看守長 加藤小太郎
 監獄署第二課勤務を命ず 看守長 兼松 小山
 長岡監獄支署在勤を命ず 看守長兼監獄書記 加藤小太郎

長岡監獄支署分任歳入歳出外現金出納官吏を免す
 監獄書記 千田清次郎
 長岡監獄支署分任歳入歳出外現金出納官吏を命ず(以上八月五日)
 依願免職
 雇 中島 忠治
 雇を命ず但月給金八圓
 授業手 内藤 百一
 長岡監獄支署在勤を命ず
 授業手 栗山 實一
 長岡監獄支署在勤を命ず(以上)
 看守合宿所副長を命ず 看守 栗山 實一
 任宮城集積監看守長 看守長兼監獄書記 渡邊 功
 給五級俸(以上八月十日) 宮城集積監看守長 全 人
 雇を命ず但月給金六圓 本間源二郎
 自今月給金拾圓 雇 三上八十八
 自今月給金九圓(以上八月十一日) 全 矢野己巳郎
 長岡監獄支署在勤を命ず 看守部長看守 佐藤 藤三
 長岡監獄支署在勤を命ず 看守部長看守 五十嵐與造
 任新潟監獄支署在勤を命ず 任新 監看守長 服部藤左衛門
 給十級俸 看守長 全 人
 新發田監獄支署在勤を命ず 給十級俸 看守長 全 人
 依願免本官(以上八月十三日) 依願免本官(以上八月十四日) 看守部長看守 河村健三郎
 看守部長を命ず(八月十四日) 看守 青木小藤太
 給七級俸 看守長 長谷川喜一
 給九級俸 全 小山 敏松
 給十級俸(以上八月十四日) 監獄書記 豊島又十郎
 任滋賀縣看守長 新瀉縣看守長 芝原由太郎
 給八級俸(以上八月十七日) 滋賀縣看守長 全 人

相川監獄支署在勤を命ず
 看守 荒木五太郎
 相川監獄支署在勤を免す(以上八月廿日) 全 北原徳三郎
 任新潟縣看守長給五級俸、監獄署第二課長を命ず(八月廿一日) 宮城集積監看守長 伴 誠藏
 新發田監獄支署在勤を命ず(八月廿四日) 看守 小川 米次
 看守教習所長を命ず 看守長 伴 誠藏
 官報々告委員を命ず(以上八月廿六日) 監獄書記 三村善五郎
 本年八月來本縣監獄官任免左の如し
 富山縣
 西野梅次郎
 武井 神次
 奥野哲太郎
 秋山 さた
 高柳安兵衛
 石淵常八郎
 宮崎喜七郎
 小泉 三橋
 看守長 今村 五郎
 同 荒木 久行
 監獄書記 立石 重司
 監獄署 濱田芽太郎
 看守 春日 克之
 全 湯口 正中
 全 柳原八十吉
 雇 田中 祐一
 右看守俸月俸六圓支給受業生を命せらる
 女監取締拜命日給貳拾錢支給
 押丁拜命日給十五錢支給
 監獄署雇を命ず月俸六圓五十錢支給第三課勤務を命ず
 全上月俸五圓五十錢第一課勤務を命ず
 監獄署雇を命ず月俸五圓五十錢第一課勤務を命ず
 自今給九級俸 同
 自今給十級俸 同
 自今月俸貳拾五圓支給警務所長を命ず
 自今月俸拾圓支給 監獄書記 濱田芽太郎
 自今月俸拾圓支給 看守 春日 克之
 自今月俸九圓支給 全 湯口 正中
 自今月俸九圓支給 全 柳原八十吉
 自今月俸九圓支給 雇 田中 祐一

自今月俸八圓支給
 自今月俸拾圓支給
 自今月俸九圓支給
 依願免職
 依願免職
 依願免職
 依願解雇
 同
 同
 任富山縣收稅屬月俸拾圓支給
 教習所科程卒業自今月俸八圓支給
 在職滿六年勤績に付金貳拾五圓給せらる
 故立田致知本縣看守滿三年勤績に付祭祀料金貳拾五圓給せらる
 ○九月七日
 依願看守を免す
 依願看守を免す
 滿五年以上勤績に付看守補助例に依り金貳拾五圓給與す
 依願看守を免す
 雇を命ず月俸八圓給與監獄署第一課勤務
 看守を免す
 ○九月十二日
 神奈川縣
 神奈川縣看守 中山吉四郎
 元神奈川縣看守 中山吉四郎
 神奈川縣看守 大森長五郎
 神奈川縣看守 小林權兵衛
 神奈川縣看守 小池 常吉
 全 河内兼次郎
 看守 甲山 林義
 全 布村 茂隆
 全 春日 克之
 監獄署 正谷亮太郎
 看守 木村竹次郎
 全 熊野安太郎
 全 湯口 正中
 雇 島野安太郎
 全 中岡信太郎
 全 湯口英太郎
 全 米村 美幾
 看守 青柳越次郎
 全 中林 健次
 元看守 春日 克之
 立田 致夫
 神奈川縣看守 中山吉四郎
 元神奈川縣看守 中山吉四郎
 神奈川縣看守 大森長五郎
 神奈川縣看守 小池 常吉

神奈川監看守を命す月俸拾圓給與看守習教生を命す 脱後 竹熊

抱する卑見を陳述せんとす

監獄建築法の困難にして且つ議論多きは予輩の多辯を要せざる所、世界の泰斗と迄目睹せらるゝ明達其他の諸國に於てすら未だ一定の監獄建築標準則なるもの、あらざるは予輩が平素遺憾とする所にして將來獄制改善の全望を期せんとする今の時に當つて未だ一定の標準則のあらざるは要するに學說實驗の歸一するものなきに願由せずんばあらざるなり、彼の動もすれば治獄の當局者をして目を監獄構造の不完全に奪かしむるあるは洵に予輩の遺憾とする所なりと云ふと雖も歐洲の新社會に於てすら尙ほ一定の定論なき今の時に當て我國に其十全を期せんことは到底望むべからざる事實なりとす今や當局者の間に監獄の新築改善を企圖せられつゝある地方の勢なからざる實況なれば其標準則の設定を要すること勿論にして當局者既に成算あるべしと雖も其建築の平家を可とするや若しくは二階三階を可とするやの質疑に就ては予輩が卑見のあるあり以下に於て略論せん

とす
卑見に依れば監獄(監房)の多くを云ふの建築は我國の實況に照し之を觀察すれば總て平家建を可とし二階若しくは三階樓は絕對的之を不可なりとす最も此平家建若しくは二階三階建に付き可否の論は種々理由のあるありて甲論乙駁其何れが是なるやの決定なきが如しと雖も我國狀に照し我國の習慣に鑑み二階若しくは三階建の不可なるを則言せんを欲す、最も此に對に二階三階を可とする論者の基く所の理由種々ありて或は莫大の費用を投じ監獄敷地を買上くるの費用並に其他建築上の費用を省減し得るのみならず戒護官吏を著しく簡減し加ふるに破獄逃走等を容易ならしめざる等の利益決して渺なきにあらざるなりと、成程是等の理由は一應其肯綮を得たるが如しと雖も能く我國の實際に照査するに圓らざりき此利益は却て反對に大不便大不利益を醸生するものならんとは、何となれば其第一の利益とする

所の敷地買上費及び比較的建築費を省減し得ると云ふは是は歐洲の如き地價の高貴なる都會近傍の地に云ふべくして我國の如き未だ甚だ地價の高貴ならざる國柄に於ては到底其論の當否を言ふのみならず却て彼の從來の木造平家建に換ふるに煉化石造二階若しくは三階建を以てせんとする其經費の増減果して幾何ぞや其費用多少論の如きは素より計數を俟たずして明かなる事實なりとす最も監獄の木造に換ふるに煉化石造を以てするは或る點より觀察すれば其利益多かるべしと雖も是れ又絕對的に其甲乙を判断すべからざるものあるべしと信ず或は煉化石造は火災若しくは毀壞等の虞れ之れなしと雖も彼我習慣上衣服、起居の異同あるあり容易に其可否を論定すべからざるものありとす(乍併予輩は寧ろ高價なるも煉化石造論者なりと雖も)去れば平家建若しくは二階三階建の區別に依り建築費用の上に節減を見ること云ふの論は予輩の甚だ採らざる所なりとす、尙進んでは戒護官吏を省減し破獄逃走等を難からしむることの理由洵に可なるが如しと雖も是れ又却て利益とするに足らざるのみならず是より生ずる所の不便不利益尙ほ是より大なるものあらんとす而して其不利益不便と云ふは第一其監房を二階三階にするときは昇降に不便なるのみならず總ての器具備付品の整備、食物及び貯水給與の不便、圓圍便所の掃除等、管理上の不便決して渺なきにあらざるは何れも平素無事の日に處する不便なりと雖も第二の不便を云ふに至つては予輩如何にしても其二階若しくは三階建を賛成する能はざる理由あり并に他にあらざる非常變災の時に際し噴煙、救急の機宜を失するの虞れあること甚れなり彼の震災の如き將た火災(木造に就て云ふ)の場合に於て或は多數の在監人を致命する餘裕なきことあり之を平家建に比し其不利なること決して彼の官吏の省減、毀壞、逃走を難からしむ等の比にあらざること素より瞭然なりとす

要するに監獄建築の平家建若くは層樓の可否論に就ては予輩は徹頭徹尾平家建を以て我國狀に順し可なるものと信し敢て或は疑はざる所なり問者果して如何

●全上

吉田徳太郎

凡う監獄の構造を談せんご欲せば須臾く先づ拘禁制度の如何より致究せざるべからず若し夫れ拘禁制の如何を辨知せず蓋に監獄構造を説かんが其論設架空にあらずんば妄誕の説たるを免れず而て余輩本間に就き今般に輕々的此に是非するを欲せず吾師小河滋次郎氏の意見を轉載し答按の責を蒙らんごす
小河滋次郎氏監獄改造論の一篇に曰く
中野近野専ら適當なる建築法として稱用する處のものは十字形、扇形、及星狀形の三種にして其他のものは殆んどまた之を顧ざるに至りたるものゝ如し
監獄は大要先づ其採る處の拘禁制に適する方法に於て之を構造せざるべからず分房制に適するものは即ち雜居制に適せず雜居制に適するものは以て之を折衷制若くは階級制に應用すべからず故に監獄を構造せんご欲せば先づ第一に其監獄は如何なる拘禁制即ち晝夜分房の制を採る乎絕對的雜居制を採るか將た折衷即ち晝間雜居夜間分房の制を採るか若くは階級制即ち一部は晝夜分房を用ひ一部は夜間分房を行ひ一部は晝夜雜居に處する方法を採用するを研究せざるべからず云々

●前號第六十九項

上田定次郎

監獄作業は如何なる作業を以て最も可とするやの疑問は監獄社會の大問題にして當局者の間に於ても最も採擇に困難を感しつゝあるは將に究ふべからざるの事實なり監獄則施行細則第四十三條第四十四

指物工、桶工、米麥、春搗、裁縫、洗濯(女囚に適用)味噌醬油醸造、理髮、掃除、看護等の作業は専ら監獄需用に供するの目的を以て設置し尙ほ餘力あらば可成官司業を以て規模を大にし多圓を役使し得るの作業を可とす假令は煉化石製造、抄紙工、機工、靴工の如きも最も監獄作業に適せりご信す然り而て監獄需用品以外の作業は可成規模を盛大にし多圓を役使する方法に出づるを要す何となれば監獄作業の徒に種類多くして役因の寡きは工業器具其他取扱更員を多く要する等の不利且つ繁雜を増加するに過ぎずして之より生ずる利益は割合に僅少なるべければなり有識の士果して如何

●全上

吉田徳太郎

監獄作業に就き余輩定見なきにあらずと雖も是亦吾師小河滋次郎兵論じて餘蘊なし今回兵の所論を記して洋々散士の參考に資せん
小河滋次郎氏監獄作業論に謂へるあり
監獄の作業は専ら内役に屬する種類のものを探ふを以て主眼とすべし内役は凡う下の諸條件を具備することを要す

第一 協力を要せざる事

第二 年月を要せずして習熟し易きものなる事

第三 健康を害せざる事

第四 器機力に頼らざるものなる事

第五 生産的收利多きものなる事

第六 出獄後の業となし得べきものなる事

等即ち是れなり靴工、裁縫工、紡績工、織物工、製木工、指物工、洗濯工、抄紙工、鍛冶工、木工、竹工、挽物工、等の種類は比較的の先づ必要の條件を具備するものなりと謂ふべし云々

●前號第七十項

北 陸 生

條は各種の作業種類を例擧したれば該條規定の作業は先以て監獄作業に適當せるものと見て可ならんか、何となれば指定以外の作業は其設置以前に當つて内務大臣の認可を経へきものとせられたるに依て見るも寔に明かなる事實なりとす然れども監獄作業の適否如何に就ては學者實際家の間に種々の説ありて未だ歸一する所なきと雖も我師小河滋次郎氏著述の監獄學中説明して殆んど餘蘊なきか如し然り而して此學理を充たさんには實際上種々の干枝支吾相生し各種の條件を満たす能はざるは予輩の平素遺憾とする所なり予輩を以て之を見れば監獄作業は先以て左の種類のものを採擇せば或は甚たしき支吾なきに過からんか曰く作業は素と生産的の事業にして消極的消費にあらざるは勿論資金を多く投する丈其れ丈け製品販賣代に於て雜収入を増加するものなれば資金の多き邊ふべき所にあらずと雖も監獄費の地方稅支拂たるの今日夥多の元資金を地方稅に向て請求せんご到底困難なる事實にして遂に折角の作業も之を施設する能はざる場合多し、故に予輩は監獄作業は可成左の方針を以て畫作するの便宜利なるを信せり抑も監獄と云へば國家行刑の機關にして一日も此機關の活動を休止する能はざるは勿論なりと雖も監獄の性質既に消極的の事業に屬するものとせば可及的費用の節減を圖るの方針を以て監獄内に於ける諸需用品は監獄作業を以て努力を加へたる製出品を使用するの注意あるを要す、假令は彼の在監人食糧用米麥の春搗を始め味噌醬油の醸造、諸器具の製作假令は廳中使用する諸器具、在監人炊事用の箱及桶類其他一切の厨具の新調修繕其他出來得べくんば監獄附近に所屬地あるものは可なり所屬地なき場合と雖も若干の地所を借上げ之に相當の特稅夫を出し蔬菜に菽豆に芋類に之を播種せしめ一般在監人の食料品に充用せしむることを得れば彼是の便利と利益決して尠なきにあらず、然り果して此方針を以てせば警務大工、

代診者なるものは(監獄醫の資格なきもの)一時の雇人にして監獄醫の職務の手傳をなすものなり故に代診者自ら病名を診定するを得ざるは勿論施術及び調劑等もなすべからざるものにして斯る場合ありとせんか凡て監獄醫の檢按を求め指定に従ふものなり況や病者の中にしても危篤のものあり一朝施術等を過たんか彼れ危篤者をして(危篤者と雖も全瘳するもの往々あり)救ふべからざるの、ごなきにあらず若し代診者未熟よりして施術を誤らんか其責任何人に歸するか代診者たるものは施術等は一々監獄醫の檢按指定に因り行動するものにして責任もなく監獄醫たるの資格もなく責任なく資格なき以上は亦た職權あるべき理なき要括すれば代診者は監獄醫の指定に因り手傳をなす雇人に過ぎず

●全上

吉田徳太郎

凡う社會に危險的所作夥多ありと雖も彼の醫師たるの資格なきもの則ち代診なるものに貴重の生命を委する程危險なるものはあらじ故に若し監獄醫務に従事するものにして醫師たるの資格を具備せざるものあらば警務所長に於て嚴格なる監督をなし醫療上及ぼす處の職權の定度を限滿し苟くも單獨的に醫治に従事せしめざるを要す而て囚人も人類なり生命の貴むべき重んずべきに敢て吾人と異ならず然に囚人の生命をして單獨的に此種の雇員に委するが如きは恰も楢なく蛇なくして船を大洋に遺るが如し豈に危險千萬ならずや嗚呼監獄醫務なるもの紋附羽織に仙臺平の袴を着けた許りで周到發達を期する事を得ば恐らば監獄衛生も今日の如く不振の淵に沈淪し當局者をして寒夜孤燈の下に泣かしむるの不幸には隔らざりしならん純然たる監獄醫務家諸君若し監獄經濟上不得止此種の輩を僱用する處あらば諸君の助手として専ら監獄醫務の記録事務に當らしめ苟くも單獨的に診視脈按して處方を爲すが如き危險の動作を避けし

められん事を然らずんば多數囚人の生命を如何せん多數囚人の生命を如何せん

●前號第七十一項

吉田徳太郎

凡そ社會に監獄思想の發達したる時代に當ては本問を講究するの必要なしと雖も現時我國の如き監獄思想の幼稚なる時代には須臾も斯事の研究を遂げ監獄は唯一自衛の道に因るべしと云ふが如き迂闊の見を抱くなきを要す

夫れ社會民人の監獄思想に富み彼の刑罰權の社會に存在するに俱に刑罰執行の任も社會が俱に其責を分つべきの理由を解したらんには好んで監獄接近の場所に監獄の内部より自由に望視し得べき高燥の家屋を建築するが如き痴漢の願はるゝ事は恐らく絶無ならん歟而て其し建築するものありと雖も社會民人の監獄思想に富むの結果社會の非難攻撃を受け自ら破壊の策を取るが然らざれば監獄の内部より望視し得べからざるの方法を設くるに至るや必せり然り然れども我國今日の如く監獄思想の幼稚なる時代にあつては素より望んで得べからざる事にして先づ監獄自ら自衛の策を講せざるべからざるが如き反對の現象を呈するを見る是れ時機の然らしむる處なりとせば言へ斯賦の爲め豈に慨歎に堪ゆべけんや余輩本題を發する偶然にあらず地方警察取締規則中家屋建築取締規則なるものもあるも此は主として衛生の取締法に過ぎず而て今日の場合に於ては監獄構外接近の場所に建築する家屋の制限なきを以て人民は自由田に監獄の周圍に高燥の家屋を建築するも是を責むるに道なく監獄は只だ自衛の道を盡し刑の眞面目と刑の學實を保持せん事に致々汲々たるのみ嗚呼時の獄事家の職も亦難事なる故亦難事なる哉

討論したる事を耳にせず思ふに本題の如き大に其土地則ち監獄の位置に關係を保つ處のものにして彼の僻遠の地に存在する監獄の如きは本問をして頗る迂遠の問題に屬するものとし致て研究の價值なきものとし不顧る事ならんかなれども吾輩の如き開港場第一位に屬するのみならず爾かも東部に接近し日に月に駿々乎として人戸繁殖の土地にあつては須臾も本問をして無視に附せず充分の研究を凝らし當局者は宜しく主務省に向つて是等豫防に關する意見を具し未だ重大の侵害を蒙らざるに先だち相當の措置あるを要す夫れ當局者たるもの本問をして緊急ならずとし顧ざるや如何に

●全上

北陸生

監獄接近の場所に宏壯なる家屋を建築し監獄内を望視すること得べき者ある時は毀れ除を命ずるの規定あらずと雖も若し如斯建築者あらんか刑執行の妨害物ともなり亦た何如なる陰謀をなすも雖計蓋し在監人には戒護者なるものあれば何如なる宏壯屋堂を建築し監獄内を望視するも戒護者の銳猛なる眼光彼れ在監人の身邊を離れざれば到底謀如きは出来得べきものにあらずと謂ふ論者あらん然れども彼れ在監人は陰謀の程に事を謀る者あることは既往に徴して明かなる事實の存在するは當路者の記憶せらるゝ所なりと信ず監獄は在監人を檢束し刑を執行する職權に於て建築者に對し監獄内を望視することを得る場所は可成之を避けしむるの方法を命ずるは當然なり

●前號第七十二項

北陸生

余輩は一列進行法は規律の嚴正を保たしむるの眞法なるを認るものなり論者あり二列進行法は一列進行よりも短く檢束上に於て便利なり尙ほ曰く數拾人を押送檢束する場合には戒護者にも規定あり故に街路等風曲の場所には不便なりと謂ふ或は然らん然り雖も戒に當るものにして僅に辨當料金參錢と豈に其少額なる驚かさらんとするも得んや余輩思へらく看守の如き徹夜聲なきに福甚形なきに見るも云ふが如き難事的戒護の重任に當るもの宜しく相當の辨當料を給與し其職責を盡さしめざるべからず而て今日單に辨當料而已ならず宅宅料の如き都鄙を論せず一般に給與し得らるゝ限りは當局者に於て責任を以て議會に議り一日も速に増給新給に迫むべきは刻下看守待遇上最急の急なるものに屬すべきものとす併しなから司獄官吏は不眠不休の職責し徹夜至難の任に當るも元是れ職責の本分而已假令辨當料支給の道なきも亦如何とすも不能なり故に辨當料支給額の多寡に依り勤務の勉否を見るが如き奇観は古昔の獄吏はいざ知らず今代の司獄官吏には幻影だに呈せざる事は余輩の確信して疑はざる處なり

●全上

櫻園居士

看守夜勤辨當料給與は各地方區々にして一定せず或る地方の如きは五錢を給與し亦た或る地方の如きは六錢を給與す之れより尙ほ降低額を給與する處あり然りと雖も現今監獄費用支出の状況區々なるは之れ止むを得ざるなり然れども出来得べき限りは地方の情況により給與額を定むるに至當ならずや中にも物價高直なる地に於て尤も降低額を給與する地ありと聽く果して然るや否や若し之をして信ならしめば速に給與法の改められんことを

●全上

櫻園居士

看守の夜勤辨當料として僅に一夜金參錢を給與する理由たる余輩其妄途に基くかを知らずと雖も看守夜勤勤務の如き徹夜戒護の重任

●前號第七十三項

吉田徳太郎

曾て聞く各監獄多數の囚人を行進せしむる場合には大概三列進行を以てす余輩未だ獄事に暗く況して本項の如き實地的問題に關するもの今俄に一列進行の二列進行と何れか能く其適當なるやを判斷するに苦しむと雖も一列進行の二列進行に優るの處々なる事は其實際に見て余輩の信じて疑はざる處なり今二列進行を廢し一列進行に改正せしより得たる成績を聞くに

第七卷 第十號 應

答

●前號第七十四項 吉田徳太郎
 監獄懲罰費義捐に關する規定の有無は余輩今此に論ぜず若し夫れ本
 間の如く四人給與工錢をして懲罰費に納納せん事を請願したるもの
 あるときは典獄は宜しく之を聽許し其事情を地方長官に具し善行
 を表彰するを要す併し淡季の世の中如斯奇特の出獄人あるや否や余
 輩は監獄改善の効果此種の出獄人の續出するの域に一日も早く達せ
 しめん事を切望の至りに耐へざるなり

●前號第七十五項 吉田徳太郎
 本件に關しては何人も法律上の制裁を受くべきものにあらず而て衣
 類の返還を求めんと欲せば宜しく借主則ち被監視人に向て請求すべ
 し借主は物件を貸主に返還すべきは民法上の義務に屬すればなり若
 し本件看守が關係したるを理由として監獄署に衣類の返還を請はん
 か監獄署は斷然拒絕して顧みざるを要す而て余輩本間を研究するを
 好機とし被監視人護送看守の責任如何に就き一言せんと欲す
 夫れ附加利たる監視も自由利の一たる事を知らば護送途中宜しく其
 取締を嚴重にし苟くも本間の如き情願を許容せざるを要す亦看守の
 職務より監視するも蓋に護送途中被監視人の情願を寛容するが如き
 は所謂越極の處置にして之を許容したる看守は到底責罰を免る不能
 故に被監視人護送の任に當る看守は宜しく其職責如何を顧み護送途
 中無事に所轄警察署へ引渡すの覺悟勿るべからず被監視人を警察署
 へ引渡さる以前にあつては未だ護送の任務を終了したるものにあ
 らざれば護送者は宜しく其責任のある處を了し護送の任務を全ふす
 るの決心あるを要す

●前號第七十六項 吉田徳太郎
 五湖の雜問余輩痴言を吐て讀者の絶笑を買はんよりは寧ろ先履の

●前號第七十八項 吉田徳太郎
 本間の如き敢て特種の技量あるものを擧げて其任に當らしむるの
 必要なしと雖も可及的取扱者を常に一定し其任に當らしむるを以て
 得策とす而して第二説の如く工場常駐看守をして取扱はしむるの是
 は是なりと雖も其實行を期しがたき余輩の已に實踐して熟知する
 處なり
 而て余輩本題を研究するの時機を利用し大體一言言はんぞ欲する處
 のもの吏員轉倒的登用の弊則ち是れなり此は獨り監獄而已ならず警
 察に於て尤も其弊の大なるものあるを見る
 内勤に人才を登用するの弊は警察監獄に通じて一大固疾となり容易
 に此弊習を洗滌し不能るもの、如し而して警察にして永く此固疾に
 憊さんか如何にして外勤の擴張を期する事を得べきか外勤擴張せず
 して如何にして能く行政警察の發達進歩を企圖する事を得べきか監
 獄にして外勤則ち戒護事務の擴張隆盛を計圖せざらんか如何にして
 能く刑罰實收の目的を達する事を得べきか要するに警察監獄俱に各
 本分の事業をして發達隆盛を圖らんか一大英斷を以て内勤に人才を
 登用するの顛倒的弊害を切斷し専ら人才を外勤事務に當らしめ警察
 に在つては外勤執行事務の勵行を圖り監獄にあつては檢束戒護事務
 の周到を期し刑罰實行の目的を達せざるべからず余輩は警察監獄俱
 に人才の學識を實地に應用し經驗的絶妙の手腕を振ふの餘地に獨り
 外勤に在つて存するものなる事を信ぜり彼の内勤事務に執掌せしむ
 るもの、如きは老朽の輩を以てするも可なり記姓名的人物を混合し
 て使用するも不可ならず徒に人才をなして帖簿の記録整理に汲々た
 らしむるが如き事は吏員登用の主義に反す況んや緊文省略は新總理大

意見に變みたるの實益あるを自認し斯道先達の士官岡幸助君の所論
 を披率し東海逸史の膝下に呈す逸史幸に余輩をして専快未練の臆輩
 と見做す勿れ
 富岡幸助君の作業原論の一節に曰く
 監獄作業の目的は懲罰にあらず情弱の四人に作業を授け勞作の習
 慣を養成させ勞作を愛するの習慣は化して彼が心裡の道德力とな
 るまで力役とするなり而て勞作を愛するの精神は自重心自制心自
 頼心を發揚強大ならしめ遂に真民社會に復帰するの資格を養成す
 るものなり
 只剛制強逼を以て就役させるのみを以て監獄作業の目的と言はず
 如何となれば彼れ出獄して強制止みなば彼は元の懶惰漢となれば
 なり其故に彼罪囚をして勞役せしむるは外部の力にあらず内部の
 心力を強大ならしめんが爲なり云々
 以上富岡幸助君の作業原論は主として監獄作業の目的を論究したる
 に過ぎずと雖も監獄作業に就き監獄教誨は如何に重大の關係を保
 つべきものなるかは前掲作業原論の一節を意味熱讀せば思ひ半ばに
 過ぐるものあらんか嗚呼偉大なる哉囚人作業上に及ぼす監獄教誨の
 實力教誨の實力微りせば夫れ監獄作業を如何せん監獄作業を如何せ
 ん

●前號第七十七項 吉田徳太郎
 訓令に上級廳より下級廳に發するものにして則ち其訓令の効力は單
 に官廳部内に止まるものとす反之廢義の命令は國及一般服従の義務
 を有するものにして換言せば訓令はある特種のものに限り服従の義
 務を生ずるも一般國民に服従義務を生ずる場合なし命令は官民の區
 別なく服従義務を生ずるを以て通例とす東海逸史此簡單なる答按に

●全上 北陸生
 工場看守をして書信を取扱はしむるに在ては四人の性質心狀を看破
 し亦た平素の行狀を觀察する上に於ても大に考慮とすべき物ありと
 然りと雖も利ありて害なきものは斷定することを得ざるなり而して
 工場に配置する看守の主たる勤務は必ず先づ囚徒の檢束にありて
 配置する看守の頭を數ふれば僅少にして看守にも規定あり工場に
 限り多數の看守を配置するを得ざるは實地配置取扱をなす配置者の
 みならず諸氏の風に知らるゝことは論を俟ざるなり故に僅少の檢束
 者と雖も止むを得ず況んや檢束のみを以て足れりませず繁雜なる種
 々なること取扱はざるを得ず亦た書信取扱に就ても看守一個の專
 擅に取扱をなす能はずして相當の手續を要することなきにあらず工
 場看守にして書信取扱をなさんか檢束上弛疎を來すは自然の勢ひに
 して弛疎あらば過失なきを保せず過失あらば中にも全囚徒の因情を
 害するなきにあらず因情を害せば監獄の靜謐に關係を及ぼすは必然
 なり余輩は前段理由を以て第一項の如く書信取扱を專任するに於て
 は工場看守は檢束を充分ならしむることを得るのみならず事務の責
 任を明確ならしむるにあり

●前號第七十九項 北陸生
 新に入監する者も必ず先づ警察署又は裁判所を経由するものにして警察署に留置する時は全時に携帯する物品は取調べ所持品目録を調製し凡ての物品を預置保管せざるべからず而して警察署より裁判所に引渡す時は先に調製したる所持品目録をも併せて引渡すを以て斯る場合に於て新に入監するもの所持品目録なき時は警察署又は裁判所へ所持品目録を被告人と共に送越すべきことを請求するは勿論假令請求せざるも送越すべきものなること尤當然なり而して裁判所に於て訊問の末直に監獄に入監するもの所持品目録を調製し被告人と共に送り越すこと未だ曾て余輩目撃せざる所にして常に全状共に被告人を送り越すのみにして所持品目録なるもの存在らざるなり尤も余輩は裁判所より被告人を訊問の末直に送り越す際裁判所に於て所持品目録を調製せしむるの必要なきやに考ふ隨て之れが規定を制定するまでの必要もあらざるやに思料す

●全上 吉田徳太郎

問者の感果して何れにあるやば余輩是を知らずと雖も入監人の携有貨物に關する取扱方に就ては我田引水にはあらざれども司獄當局者は人の所有權を重んじ其取扱上毫も欠点と見て見るべきものなきも彼の警察の如き裁判所の如きは随分粗略の取扱なきも當事者をして困難を感じしむる事ありと曾て余輩の聞く處なり是れ畢竟入監人携有貨物に關する確的取締規則の設けなきに因る故に政府は宜しく是等に關する取締規則を制定發布し人の所有權保險の周到を期せられん事と當路諸公に渴望して止む能はざるなり

●前號第八十項 吉田徳太郎

余輩在監人身上の調査を爲し俄然筆力の活きを覚ゆるは則ち本問財は決定すること能はざるを信す

●前號第八十一項 吉田徳太郎

四人の書信に就ては已に制限のあるありと雖ども特に發信の必要に依り情願したる場合に於ては其事情に因り典獄は職權内に於て是を聽許する事を得べきものとす是れ獨り違法の處置にあらざるのみならず典獄は是等の權能を有してこそ社會的友誼を許すの主義より生ずる結果則ち四人感化改良の實を望む事を得べしと謂はん而已本柳馬君夫れ余輩の此簡單なる意見に賛同せらるゝや如何に若し幸に反對の意見を以て余輩に教ゆるあらば余輩は正々堂々再び雲煙彈雨の間に論戰を開かん而已

本應答は前々號の質疑に對する玉稿にして本誌前號の紙上に登載すべきの所原稿編輯後到着したるを以て不得止掲載漏となりしものに付茲に登載して讀者の覽に供することとせり寄書家夫れ之を諒せよ 記者白す 嚴島生

●前々號第五十七項 嚴島生

監視に付せられたる者居住地確然せざるが爲め之れが取調方所會中未だ其回答なき内に主利満期となりし場合は其定住地判明するか又は引受人を得る迄かば不得止之れを別房に留置せざるべからず之れ固より不得止に出づるものなれば當局者は直に之れが回答を促し以て一日たりとも利餘の人を監獄の別房に留置するが如き拙策に出でざる様注意せざるべからず然れども假令住所確然たるも引受人の承諾なきものは別房に留置すべしとの誤見を以て其引受人の肯諾を求むる爲め照會せしものとせば之れ無要の照會なれば其回答を待たず

産の欄にあり思ふに問者様々生幸に余輩も同感たるなきか而て余輩在監人財産の有無を調査するに當り大體左の標準に因り調査を爲しつゝあり若し夫れ余輩の標準にして正鵠を得ざるあらんか様々生幸に余輩に教ゆるに其道を以てせよ余輩之を改むるに吝かなざるなり

一 動産と不動産との間は現に所有權を有する戸主及び其戸主に依て一家の生計を營む家族は其財産に對し所有權なきも一切有財産者とす
 一 父母兄弟相當の財産を有するも家出して諸所を漂流し或は雇人として他人に他役せらるゝもの、如きは假令有財産者の家族の一入なりと雖も無財産者とす
 思ふに監獄に於て在監人の財産を取調ふるに當ては所有權の如何は深く問はず現實生計の度合を標的とし財産の有無を決すべきは蓋し財産調の精神に適ふなきが敢て様々生の意見の顯はるゝを俟つ

●全上 北陸生

財産の所有權を論ずれば種々なる說あるべし余輩は監獄問題として謂はんか監獄に於て財産の有無を調査する必要は其人の生計程度を調ふるに基因する者にして學設問題にはあらざること、信せらる監獄に於て財産の有無を調査するには一家主は勿論一家内の者に係る時は其一家内を以て財産ありと認むるなり若し一家主が財産を所持せば獨り一家主のみ自由なる生計をなすか否を決して然らず妻子亦た然るなり果して然らば一家主の財産を所持するを以て妻子等も常に財産の爲めに幾分部分の分與を受け居るものとて可ならん一家の財産を左右するの權利は一家主にあるべしと雖も妻子も亦た保護するの責任なしとせんや如斯場合には妻子をして赤貧なりと

して放免して可なり何となれば如斯新刑法附則に所謂無住宅にあらざればなり

●前々號第五十八項 全氏

(一) 住居なくとは自己所有の家屋若くは借宅又は同居の家もなき意ならん
 (二) 家主の承諾を求むるの必要なきものと思考す何となれば假令他人の所有家屋にもせよ一旦之れを借受け住宅する上は或る契約期間は取りも直さず借宅人則ち被監視者の住宅なれば監獄に於ては之れを無住宅者と認むるを得ざればなり
 (三) 前項の理由なるを以てよし家主に於て承認せざるにもせよ借宅契約の経過せざる内なれば直に解放して差支なきものとす

●前々號五十九項 全氏

看守部長の定員は未だ制限の設けあらざるを以て各縣其探を一にせず而して其人員は看守の定員内なるを以て監獄事務の周到を圖る爲めには相當の看守部長を要するも一方看守の定員を減じ戒護事務に差因を生ずるを以て勢ひ其必要を充たすも能はざるは現今の状態なりとす依て監獄事務の完行を期せんには看守部長の定員を設け(假令は在監人百五十人に就き一の部長を置くが如く)而して其人員は看守の定員外に置かれんことを希ふものなり

●前々號第六十項 全氏

監獄の改良を要するもの一二に止まらずと雖ども就中在監人に最も直接する看守を養成するより急なるはなし夫れ看守の職務たるや獄務を執行する所の機關として治獄上最も重要な位置を占むるものなり若し夫れ看守其人にして適宜なる職務の執行を怠り一言一動苟も

其當を失せんか却て囚徒より悔悔を招き監獄の紀律は茲に紊れ刑罰の峻厳を失ひ當に治獄の目的を達し得ざるのみならず爲めに容易ならざる失態を醸すに至らん看守が負ふ所の責任の重且つ大なる夫れ斯の如し然るに之れを養成の方法に至ては未だ各々其業を一にせず否な概れ緩漫放任に流れるものゝ如し監獄改良を要するの今日豈に忽諾に付すべき事ならんや本項吉田君の發題の如き看守養成の最良法として予輩は大賛成を表するものなり

雜報

●拘引狀に依り引致したる者の戒護に就て

裁判所構内に在る留置場は刑事被告人及び囚人にして裁判所の呼出に應じ出廷せしめたる者を一時留置する所にして其他拘引狀等に依り巡查か拘引狀指定の裁判所に引致したる者を假りに留置するの場所に供せらるることあり其甲に屬するものは既に一旦監獄に於て法定の手續を履行し收監したるものに屬するを以て其戒護監守の任務は看守の責任たること素より論なしと雖も乙に屬するもの即ち巡查か拘引狀を以て拘引したる者を一時留置場に留置することあるは實は便宜法にして引致者の監視を容易ならしむ

る爲め言はく監獄則の留置場を假りに貸與するものと云ふべし去れば其一旦收監の手續を終へたる刑事被告人及び囚人の呼出に應じたるものゝ戒護は之を押し送したる看守に於て其責に任すへきは當然なりと雖も拘引狀に依り巡查の引致したる者の戒護を直に看守に於て監視せしむるは穩當ならざるのみならず若し其巡查の引致したる者にして監守の必要あるときは引致したる巡查をして戒護せしむへしとの主旨を以て此頃山口縣よりの伺に對し指令せられたるやに聞く素より爾かあるべきことにこそ

●台灣監獄在監人の阿片烟吸用許可に就て

日清戰勝の結果台灣が帝國の版圖となりし已來一時世上の疑問となりし阿片烟吸用許否の問題は學者政治家の間に種々の論ありたる末生來吸用せしものゝ一時絶烟せしむるは身軀の健康上に危急を招くの恐れあるより從來の台灣人にして年來阿片烟を吸用したる者に限り特に之を許可せらるることとなり今時に阿片烟及吸食の器具を内地人に販賣授受したるものは死刑の嚴刑を以て之を律せらるることとなれり是れ畢竟其烟毒を内地人の間に傳播せしめざらんと

の趣旨にして台灣人に限り當分之を許されたるは刑法規定以外の特例に屬す然るに在台灣本會々友の書信の瑞に左の一節あり掲げて當局者の瀏覽に供す

前署近頃耳新しきは在監人に阿片烟の差入及購求を許したるの一事に候是は台中監獄署に於て已に過日來より許し爾今續々各監獄署にも流行せんとする模様之れあり其理由とする所は監獄は拘禁を目的とするものにして生命を奪ふ所にあらず然るに阿片烟を吸用しつゝありし土人をして入監以來之れか吸用を絶たしめは忽ち之か中毒を起し生命を絶つに至るべし去れば政府に於ても土人に對しては之か吸用を許しつゝあるに非らずやとの論鋒に御座候嗚呼悲哉監獄の目的は如何にも生命を絶つるの場所に非らずと雖も監獄に於て最も危険とする火氣も房内に置かざるを得ず阿片の分量制限に就ては最も司獄者の至難とする所にして時に或は自殺者を出すなきを保せず加之ならず阿片烟は惡臭甚しく監獄衛生上有害尠からず然り然して一度差入購求を許したる理由を以てせば爾後何十百年の後世に於ても全く之を停止し得るの期なかるべし又之を從來吸用したるものに限るとするも從來

吸用せざるものにして無聊の餘り吸用を申出づる者あるときは當局者は何を以て之れを判別せんとする如此其有害且不利を引致し來れば實に監獄の危害之より大なるものなかるべし殊に獄則に之を特許すとの明文もなきに醫師の診察をも待たず限りに之を許すあらんか監獄の不紀律且つ有害なる言語同斷と云はざるを得ざる次第に有之候云々實に至言と云ふべし台灣監獄當局者たるもの考慮一番すべき點なるべし

●幼者保護萬國會議(第二回)

嚮きに刑事人類學會を開設せられたる瑞西國「ゼンブ」府に於て本年九月十四日より題號の如き會議を開かれ我政府に向ても委員の出席を照會し來れりと然れども該申込書の内務省に到達の日は既に會期經過後にありしを以て委員派遣の詮議に及ばざりしと面して該會議の問題と云ふを聞くに

- 一、幼兒の体格及醫學上に就ての研究及貧院孤兒院等にあるものゝ生育上の結果如何
- 二、幼兒道德上の保護方法及感化院養育院等に在るものに就ての結果如何
- 三、幼兒行政上の保護方法、兩親の許に在るも

の、他人の手にあるもの、及其中に就き浮浪者の
 養育に係るもの等に就て
 同會は専ら幼者の保護に係るものなりと雖も悪少年
 子弟を社會に醸生せしめざるの豫防にして其成績の
 如何は監獄に關係するもの多きを信す亦同會は窮民
 保護の方法をも併せて討議研究するにありたりと

● 在監人の所持品

在監人の所持品及賍拾置品等を官署に於て領置する
 には從來衣類雜品の二種に類別を立取扱ふべき例な
 りしを以て其手數少々ならざるのみならず品に依て
 は衣類の様で衣類にあらず去り雜品とするも名義
 穩當ならざるものあり是等區別方往々疑ひを生じ當
 局者の見込を以て仕譯を爲すが故に各々區々に涉り
 保管轉換等の際甚だ不都合且つ手數を饜すこと少か
 からざりしが今般警保局長庶務局長より右の類別を
 廢し在監人所持品又は賍拾置品として取扱ふべき旨
 通牒せられたる由繁文省略の一方便と云ふべし

● 服制改正の發布果して如何

典獄以下看守長看守の服制改正は愈々臺閣の机上に
 進みたりと今や三十年代豫算要求の好時機なり若し
 此際又々遅延に至るか如きことあらば官給服に係る

時漸く寒冷に趣くに從ひ監獄の繁榮罪囚の増加を見
 るは尙に明かなる事實にして監獄に從事するもの、
 須らく意を用ゆべき點なりとす此際警察の注意にし
 て缺くる所あらんか茶毒を社會に流布し良民を害す
 ること決して尠なきにあらざるなり、社會進運の半
 面には必らず饑寒窟のあるあるは從來歴史の證明す
 る所にして彼の監獄に出入するもの、如きは此社會
 に多く續出するを免かるべからざるを以て、監獄監
 督者の此際最も注意すべき事項は予輩は寧ろ監獄紀
 律を勵行せられんは勿論其衣食を餘り豊富ならしめ
 ざらざり彼の拮据社會に營々たらんよりは微罪を
 犯し監獄に入り來るときは官舎に雨露を凌ぎ公食に
 衣服するの易々たるに如かざるより故さらに罪を犯
 し監獄に出入する者あるに至る是れ最も憂ふべきこ
 とにして之を防遏するの手段は予輩得て之を知らざ
 るなり今の時に當り我か警察官及び監獄當局者たる
 ものに希望せざるべからざるなり聊か當局者の注意
 を請ふ

● 富山縣監獄署幻燈會

客月二十一日富山市高等小學校内に於て監獄事情感
 化幻燈會を開かれたり當日木名瀬典獄の招待により

看守服は遂に又一ヶ年度遷延の恐れあり片時も早く
 發令の運びに至らんこと一日千秋の思ひに堪へざる
 あり

● 福井縣典獄の新任

元茨城縣典獄たりし酒泉温忠氏は此程内務屬となり
 警保局監獄課僚となり未だ幾何ならざるに本月十
 九日を以て福井縣典獄に任命せられたり而して樋口
 福井縣典獄は同時非職を命せられたり

● 浦監獄課長嚴父の訃音

監獄課長浦太郎氏の嚴父は豫て郷里和歌山縣下に於
 て病氣に罹られたるより同氏は嚮きに歸省看護願濟
 の上郷里に歸り病床に侍せられしことあり其後輕快
 に趣き居られし所本月六日氏の郷里和歌山縣西牟婁
 郡江田に於て逝去せられたりとの飛報に際し倉皇行
 李を修め歸省の上本月十六日同村に於て葬儀を執行
 せられたりと予輩同氏の爲め其不幸を吊し忝しく茲
 に追悼の意を表すと爾云

● 所謂遇囚上の手加減

日清戰爭の餘波各種の工業は頓に勃興し細民皆其業
 を得る寔に聖代の美事なりと雖も一而經濟上の原則
 に制せられ昨今物價の騰貴は實に非常なるものあり

參觀せられたる重なる人は同縣知事書記官警備長參
 事官收稅長判檢事郡市長其他の高等官並に各官衙吏
 員師範學校中學校各小學校職員在市縣會議員市會議
 員新聞記者其他銀行會社員等有志者を合せ無慮五百
 有餘名午後第七時開會を告ぐるや木名瀬典獄の挨拶
 あり續て田村看守長以下教誨師交々幻燈の説明を爲
 し同十一時閉會せり本幻燈の目的は廣く世人に監獄
 の事情を知らしめ出入獄人保護の必要を喚起せしむる
 にあり故に其繪畫の如きは家庭教育の不完全其他犯
 罪に對する諸般の原因關係より獄内感化の實況に移
 り出獄後保護の途なきより再び罪惡に陥り遂に社會
 に大害を流すの止むを得ざるに至る狀況を演じ夫れ
 より内外感化保護事業の大要成績に及ぼしたり該幻
 燈は富市初めての催ふしにして會て世人の耳目に觸
 れざる事柄多きを以て頗る感動の模様ありたりと
 因に記す右の有志者等は尙ほ幻燈に改良を加ふるか
 又は斯業の熟練家を聘し縣會議員等の地方名望家慈
 善家等富市に參集の機會に於て更に盛大なる該會を
 催ふさんとの計劃中なりと云ふ

● 奈良縣監獄署囚徒の供養

洋々 散士

奈良縣監獄署に於ては本年九月二十二日即ち秋季皇靈祭の日をトし全監囚徒を一堂の中に集め獄内死亡者の爲めに之が祭典を舉行す今其の模様を摘記せん此の日や天氣晴朗にして一點の雲翳なく微風徐に來り恰も春日の如し時に堂の前面には本派本願寺より下賜せられたる方便法身の佛像を掲げ錦繡綾羅を以て莊嚴と爲し花瓶には麗々たる美花を供へ佛像の背後には菊水の紫幕を張り前面亦白幕を掲ぐ教誨師安部大肇氏外二名は事樂市中の本派僧侶五名を嚮導し堂に入る典獄森元祐氏又課僚數名を從へ徐々として堂に入る囚徒は看守の號令に従て一盤に禮式を爲す教誨師池田憲彰氏壁頭に聲名を唱ふ其音潤亮として怨むが如く訴ふるが如し總囚皆轉た感涙を催ふし涙らず知らず口中名號を唱ふる者あり或は暗然涕淚を催ふし自己の既往を悔悟するものゝ如し既にして八名の僧侶同時に佛說阿彌陀經を誦讀す典獄森元祐氏椅子を離れ起て佛前に至り燒香を爲す書記看守長及看守部長亦順次之に倣ふ而して囚徒中賞表四個以上を有する者九名をして總囚總代として燒香せしむ彼等愈々感涙し轉た禁する能はざるものゝ如し此日席に列する五百名の囚徒正座沈黙敢て一名の欠伸す

る極めて究屈の制限を與へらるも亦監獄官なり而かして監獄官は晝夜不眠の激職に服するにあらざれば會計用度工業入出監の調査等繁雜繁忙の間に執掌し且つ屬官警部の如く出張旅行等も甚だ少なく慰勞的勤務は夢にも浮ぶことなきものなり是等の事情は篤と省察せられ俸給額の配當は少くも他の判任に下だらざる様切望し置くと爾云

●内相更迭は獄事に影響せず

無名氏

板垣伯内相の椅子を辭されて以來暫らく空位となり居りたる大臣席は豫望の如く愈々樺山伯に依て占められたり世人は前相板垣をして特に監獄熱心家の如く言觸らせしも予輩を以て之を言はしめは何ぞ板垣伯のみ然らん乎獄制の進歩固より積極的方針を取り内治外政の程度に伴はざるべからざるは世已に定論あり板垣入閣以來の政況最も其急に迫りたる時機なるが故主として斯道の發達を企圖されたるものならん然らば則ち今後速も前相の遺業を活として續々發表せらるゝのみならず新相亦益々發進を期せらるべきは毫も疑を容れざるなり況んや前相板垣既に斯道改發の必要を認めて野に下りたるは朝野の輿論を喚

るものあるを見ざりしなり爰に其の大畧を記するこ
と此の如しと云爾

寄書

●地方判任官の俸給

他山生

事實らしき風説なりと云ふを聞くに其筋に於ては明治三十年度より地方判任官の俸給は中央部各省判任官の額と同じく一人平均月額二十五圓の豫算案を第十議會へ提出することに内定せりと中央部も地方廳も均しく判任官に固より優少あるべき筈なく事ろ地方廳の判任社會こそ反て重任を負ひ常に繁激なる事務に執掌するは事實の證明するところなり近年物價の暴騰は薄給官吏の体面を支へ難き事情あり本案の如きは議會に於ても異議なかるべしと信す
其所で此際當局長官に大に豫望し置かざるを得ざるものあり何ぞや抑も目下の現況を見渡すに地方判任官中監獄書記看守長等の俸給額は他の屬官警部等に比し多くの府縣は劣等に配當し爲めに最も薄給者は監獄官に於て之を見るのみならず數年早級の出來ざ

起する上に於て一層熱度を高むるの便なるに於てかや

●司獄官吏年功章の制を設くへ

正々堂主人

頃日新聞紙の傳ふる所に依れば其筋に於て警察官年功章なるものを制定せらるゝ由余は其發布の一日も速かならんことを希望す而して司獄官年功章は如何余輩は信す司獄官年功章も亦警察官と同時若くは相尋て發布せらるゝことを何ぞなれば司獄官の職務の至難なるとは寧ろ警察官の上にあれば却て之を優遇せざるを得ればはかり然るを警察官年功章の説先きに世間に吹聴せらるゝに至りしは其人民に直接する職務に係るを以てなりされは司獄官年功章を制定せらるゝと更に疑ひかかるへし

果して司獄官若くは警察官年功章を制定せらるゝものとせば如何に規定せらるゝか余輩門外漢の窺知る能はざるものなれば今之を論する能はずと雖も余は一己の考を以て茲に愚按を述へ其筋の参考に供し併せて之を輿論に問はんことを欲す
抑も司獄官の職務は罪囚を懲戒して以て改過遷善に赴かしめ未決囚を拘禁して以て逃走及證據湮滅の虞

なからしむるにあれば其至難の職務たるを今更喋々を要せざるなり然り而して其職務を執行するに當ては嚴正賢實ならざるへからざるを以て紀律及勤勞の點に於ては凡そ官吏中司獄官吏ほど究屈且困難なるものは蓋し之れなるへし看よ熱心家と謂はるゝ司獄官は洋の東西を論せず等しく己れか嗜好する所の喫烟をも廢して以て職務に盡碎することを其れ此覺悟なく己れ自から一般官吏の如く氣樂なる考へを有するものに在ては到底司獄官の職務を全ふると能はざるなり

借て司獄官年功章は素より其年功に酬ゆるものなるを以て之に相當の年金を付せざるへからず然らば則典獄以下看守に至る迄滿十ヶ年以上勤續の者に對して年功章を與へ其年功章には各自俸給年額百分の二十に等しき年金を付し而して十ヶ年以上勤續のものに對しては尙ほ一ヶ年毎に其年金額百分の十に等しき金額を加給するを以て至當なりと認む幸ひに余か考按の如く其筋に於て年功章を制定發布し司獄官吏を優遇せらるゝに於ては從來冷遇の傾きなきにしもあらざる司獄官吏の眞價を顯はし益々後進の人材を得て監獄大改良の目的を達するを期して待つべきな

を生し之れを補充せんとするも容易に募集に應ずるものなきより内務當局者に於ては大に苦心し俸給を増加するより他に良案なしとのことにて愈々俸給令改正の事を計り從來に比し更に一圓づゝを増加し十一圓十圓九圓と改正せんとて目下取調中の由なるが省議に於ても又閣議に於ても格別反對を受くべき問題とも思はれず云々と之れ果して眞なるや否やは今俄かに断定し難しと雖も社會の情勢已に其必要に迫りたる折柄なれば之れを以て強ち虚構の風説と爲す可らず吾人は事ろ之れが事實として顯れんと切望に堪ぬざるなり而して之れ果して事實ならんには余輩は内務當局者に向て聊か注文なき能はず何んとなれば從來之れと同一の俸給同一の待遇を受け又同一の境遇同一の位置に在る看守の俸給も之れと同時に改正せられんと即ち之れなり勿論當局者にして偏重偏輕に涉ることなく公平の處置に出づべきは他言を待たずと雖も萬一今回の改正が唯だ巡查の俸給のみに止まり看守の俸給は依然舊の如くに差措かるゝからんか吾人は誠に畏る監獄社會の萎靡衰退の因由茲に胚胎せざるなきを苟も利の集る處人之れに向ふは古今の通理なれば自今巡查志願者の多きを加ると共に

りされは年功章の制定は必要にして且急務に屬するものと謂はざるを得ず

● 巡查の増給説に就て

三池 筑山 多峯生

夫れ現今社會生活の程度は世運進歩の趨勢に伴ふて高まると雖も巡查看守の俸給額は一定して其範圍を脱する能はず爲めに其私事に於ける困難は云ふ迄もなく公務の上にては實に云ふ可からざる弊害を醸生しつゝあるは輿論の業に已に認定する所にして今更に喋々續述するの要なし吾人は唯だ俸給改正令の發表一日も早からんと千秋一日の思を以て瞻望する所なり

此頃巡查増給のこと續々諸新聞に散見せり今或る新聞の記する處を閱るに現今巡查の俸給は拾圓九圓八圓の三級に區別して支給し居ることなるが近來諸物價の大に騰貴したる爲め斯る薄給にては倒低巡查の体面を維持する能はざるのみならず安じて其職務に従事するもの少く特に戰役後各種の事業勃興するに従ひ身を實業界に投ずるもの多く現に大阪其他の地方に於ては日給五拾錢内外にして工夫取締等に雇入るゝもの多く隨て全國を通し巡查に少からざる欠員

看守募集に應ずるもの隨て少く加之已に看守差職のもの雖も稍々學力あつて巡查試験に及第の見込ある人物は概ね去て巡查に轉ずるもの續々輩出するに至るべきは今より推して明かなりとす去れば看守至難の劇職は僅かに消極の事務にだに堪へ得ざる老朽不用の人物を以て之れに當らしむるの外他に術なきに至るべきなり思ふて茲に至り吾人は斯道の爲め現今を嘆すると共に又將來の憂更に深きを感せずんばあらざるなり故に聊か微衷を述べて當局者の參考に資すと云爾

● 刑事被告人へ小説本差入の許否及び散髮剃髻に就て

在奈良 洋々 散士

散士嘗て刑事被告人に小説本差入の許否及散髮剃髻に就て本誌第七卷第八號に之が質疑を掲げたり然るに同第九號に於て賢明なる會員諸君の明解を忝ふす依て爰に散士も亦之れが卑見を開陳せん抑も散士が刑事被告人に小説本差入の許否を質疑せしもの豈に故なくして可ならんや散士が知る彼の大監獄を以て有名なる某地の監獄は既往數年前より刑事被告人に對しては如何なる小説本と雖ども之が制限を設くる

ことなく盡く許可せることを蓋し其の基く處監獄則第三十二條に刑事被告人書籍を看んと請ふときは總て之を許すとありて只其の制限あるは領置外の書籍は當該裁判官の承諾を経可きことと新聞及び時事の論説を記するものに非る事との二條件を要するのみ他に一も之が制限無きを以て許可するに至當とすと云ふにあるが如し現に本誌前號に於ても山本柳腸君は許可論を主張せり之に反し流石有名なる浪々生は小説本看讀の不可なることを詳論せり散士は双手を擧げて之に賛同を表するものなり然るに浪々生は前號に於て散士の胸中を揣摩臆測して曰く惟ふに散士の意許可論者に非る無きか云云浪々生將來斯の如き推測は斷然謹まれんことを何となれば若し中らざれば他人の意思を傷くるの恐あるを以てなり抑も散士が不許可論を主張する所以のものは之を許すときは法律に違背すると云ふにあらざりて實際の必要上より立論するものなり反對論者は却て之を許さざるときは監獄則の正條に違背するなりと散士は許可するも許可せざるも共に監獄則に違背せざるものと思考す皮想の見を以てせば刑事被告人書籍を看んと請ふときは總て之を許すとあるを以て之を許さざる可か

らざるが如く解釋するものあらん然れども是れ誤謬の解釋たるを免かれず何んとなれば條文は明に之を許す可しと規定せずして單に許すとあるを以て之を換言するときは許すことを得と云ふに外ならず故に典獄に於て監獄の秩序を維持する能はざるの書籍と思考するときは之を許さざるも可なり若し反對論者の云ふ如く必ず許すものなり許さざるときは法律に違背すると云は、或は極端に春畫の書籍と雖ども之を許すに至るか公の場所に於て春畫を販賣するは法律の禁する處なれども之を所持するは法律の間ふ處にあらざるを以てなり彼の囚人懲治人と雖ども現行の法律修身宗教教育及營業に必要な書籍と雖ども盡く之を許す可しとの法意にあらざりて之を許可すると否とは典獄に一任したるの法意なること明なり斯の如く論じ來て刑事被告人に小説の看讀を禁するも法律に違背せざるものとせば斷じて之が差入をも許可せざるに至當とす何となれば小説本は多く卑猥なる男女の痴情談若くは架空の事柄にして慰撫鬱散の具に外ならず世人多くは刑事被告人は無罪純白視すべしとの確言を主張すれども此の確言は至當の確言にあらざりと思考す何んとなれば彼等刑事被告人の

無罪純白となるや否やは他日判決確定の後にあらざれば之を知る能はざるを以てなり古來刑事被告人を目して直に罪人視し居りたるを以て此の反對の確言を生じたるものならん散士は刑事被告人を目して單に犯罪嫌疑視するのみ有罪無罪何れにも偏せざるなり斯の如く論ずるときは刑事被告人は一般の良民と同一視すること能はざるや明なり果して然りとせば彼等刑事被告人は鐵窓の下に小説を繕て一時の快を貪るの身分にあらざるなり只既往を追懐し正座沈黙能く監獄の紀律を守り假令中心犯罪を爲せしことなきも嫌疑者たるに至りたるは自己の不注意より來りたるものにして君子は危きに近寄らずの確言に背きしものなるを以て此の點に於て自己の良心を責めざる可からず然るに終日小説を繕くことを許さは良心を顧る無く却て盜兒亂賊の傳記に感溺して愈々犯罪を隱蔽して遂に拘置監に拘禁するの目的を失ふに至る斯の如き弊害あるを以て小説本の差入を許さざるを可とする所以なり

之を許す第三は被告人の請に任せ自由で散髮蓄髻を許すと云ふにあり然るに本誌第九號に於て吉田徳太郎君は第一説に賛同を表し絶對的に許す可からざる旨を詳細論述せり之に正反對して山本柳腸君は第三説に賛同を表し自由に散髮蓄髻を許すとの議論を主張せり散士は何れも其の極端に走るものと思考す依て散士は第二説と多少異なれども折衷主義を主張せんと欲す今爰に結髮且鬚髯許すたる強盜あり數日にして逮捕せられ豫審庭に於て被害者と對質せしめんか若し此の兇漢柳腸君の主張する第三説に従ひ防正と爲り居りたりとせんか被害者は直に其の人違ふことを云ふや明なり果して斯の如きことありとせば拘置監に拘禁したるの目的何れにあるや抑腸君尙人權を侵犯するを以て可なりと云ふか拘置監に拘留するは既に人權を侵犯するの大なるものなれども之が必要あれば亦如何ともすること能はざるなり況んや一些事たる散髮剃髻に於てをや然れども散士は吉田君の如く絶對的に散髮剃髻を許さずとの説にも賛同を表する能はざるなり何んとなれば三年若くは五年の長期間未決拘留者に對し一回の散髮剃髻を許さずとは如何なる必要ありや決して必要なのみならず

却て衛生上有害なり入監當時の姿を變じて不可なるは多くは豫審中にあるに犯罪の性質其の他の事情に依りて斟酌せざるを得ず依て豫め裁判所と談合して如何なる犯罪若くは豫審中は斯々と散髪剃髭に就て豫定し置くを以て最良方法と思考す森通罪若くは賭博の如く人物に於て最早確然し居る場合も尙第一説主論者吉田君の如く散髪剃髭を許さずとは如何なる必要あるか散士は未だ之が理由を發見せず依て以上の如く論述したる所以なり

●吉田徳太郎君に呈す

福島 暮雪庵主人

君は余が本誌に於て囚人購求食物を包藏したるとき其包藏食物處分方に付其囚人を罰したる後は食物を金員に引換領置するか若し其手續中腐敗するの虞あるときは食せしむ可しと云説に對し懇切なる教示を垂れ玉ひ且再考を促されたり然れども余は未だ君のお説に賛同するを得ず再度卑見を開陳せんとするものあり

夫れ監獄に於ける懲罰處分の目的は監獄の規律に服従せざる囚人を強制して服従せしむる者則ち眞神改悟の狀を表し刑の執行を受ざる違令犯行者を責罰するか否更に領置す可き者なるや明なり故に購求せし食物と購求し得る金錢の差あるも彼此其取扱は同一にせざる可らざるなり何と云れば何れも囚人が所有する所の動産なればなり故に余は君が棄却沒收論に服する能はざる所以なり

なほ説あらば高教を吝む勿れ余は濫りに抗辯を愛する者にあらず

●囚人購求食物包藏に就て

金城生

囚人購求食物を包藏せし場合其食物取扱に就て包藏せし食物を差入屋等をして入札せしむべし亦た曰く腐敗するの虞あるものは食せしむるも差支なしと論告せらる而して其理由要する處囚人をして有價物の貴重なるを知らしめ且つ囚人の習慣をして善良に感化せしめんと

抑も囚人に食物購求を許すは刑執行の本旨より謂ふ時は許すべからざることを知る果して然らば何を以て食物購求を許すか之れ特別なる規定と云はざるを得ず故に包藏したる者は特別なる規定を輕視したるものなり規律の嚴正にして浸犯すること能はざるは彼れ囚人の骨髓に注收せしむべきものにして既に食

るものにして行刑の實を全からしめんが爲の方法手段なる可し故に監獄に於ける囚人懲罰は彼の社會が犯罪者を罰するの如く刑法學者が犯罪を論ずるか如く且つお説の如き刑罰峻嚴主義とは大に其趣を異にするのみならず又同一に論ず可者に非ざる可し果して然らば購求食物を包藏せし場合は其所爲に對し相當の罰を科せば懲罰の目的を實行したる者にして君の所謂彼れ囚人をして不正は正に勝不能不理は理に敵する不克の觀念を養成したる者なり何ぞ之を官沒燒棄して有價物の貴重す可き其習慣を得せしむる懲感化の好時機を失するの拙策を取るや若彼等が作業素品及給與の塵紙等を包藏せんか當然沒收して可なり然れども本問題の如きは自己か勞動より得たる所の金錢他日自活の資となす所の雇工錢中より購求したる物件にして則ち彼等の所有品なり有價物なり其有價物品をして獄則違犯の用に供したるの故を以て沒收及棄却せしを監獄が當然の手續を了したる者と斷定し得るや借問す茲に甲囚人あり入監の當時より所有の十錢銀貨一個を身体に包藏し居りて服役中他囚に贈與したり如斯場合は其當事者は罰す可ものなるや論ずしと雖ども其銀貨は沒收するか棄却する

物を包藏したる場合は何如即ち戒護者の隙を窺ひ包藏したるものにして包藏したる意思は當時何如なりしや目的は他囚に贈與するか或は機隙を見て監房に持ち込むか其目的に至りては種々なりと雖も彼れ囚人にして包藏すること能はざるは素より知る所なり亦た包藏したるものは之を罰する法律を保つ上に於て尤も必要なり極言すれば包藏品は犯罪を構成する目的物として可ならんや然るに斯の包藏品を賣却すると謂ふ論告は余輩感服する能はず

若し夫れ賣却手續中に腐敗するの虞あるものは食せしむると余輩斯の方法に就て尙は一言せざるを得ず凡て囚人には年齢及び身体の強弱を調査し作業の區別を命ず此の作業の種類に因り食量を限定しあり斯の囚人にして喫飯後購求食物の包藏したることを發見する場合には何如なる方法に依るか賣却手續中に腐敗するものとせば即ち喫飯後なるにも不拘食せしめざるを得ず豈に害なしとせんや

而して投棄することを廢し賣却すると假定せんか果して之を實行するを得るや否な論者は無責任の言は吐さるべくとは信するも余輩到底實行を期すること能はざるを確認す包藏したる食物を入札せしむると

せんか果して差入屋は之を諾するや否な論者の如き差入屋あらばイザ知らず余輩は諾せざることを豫言する敢て憚らず既に囚人か食せんとするもの亦た半は食したる餘分を差入屋にして入札するとせんか畢竟する處差入屋商業上に影響し信用を毀損すること恐れ入札はせまじ然らば監署は權利的入札を命ずることを得るや否な入札を強て命ずる能はず然らば他に入札者を募らんか之れ亦た應ずる者なきは余輩斷言するなり

購求食物を包藏したる囚人は即ち規律を輕視したるのみならず既に規律を毀損したる者と謂ふべけんや余輩は斷然投棄するの當然なるを認むるものなり聊か一言す

●劇務に忍耐するは獄務家の要索 雲 隱 士

職務繁劇なる爲り泣事を謂ふべからず泣事とは何ぞや職務繁劇なるに驚き碎身粉骨の勞を避けんとし管に職務の閑なるを冀ふにありつらんか蓋し熟々心中を窺ひは始めて仕官の志望を懷たる時は如何なる觀念なりしや必らずしも不撓不挫の精神をして能く繁劇に堪ふの眞心ありたるにあらずやのみならず仕官

は之を枚擧するの違あらず
 而して監獄改良の實を擧るは長途千里の遠に在り當今は監獄改良の急要を感じたる位の事にして今後幾星霜を経ざれば改良の目的を達するの難きを知る之に伴ふて倍々繁劇なることは豫期する處なり然るに今より繁劇なるに一驚し泣事を謂ふとあらんか嗚呼前途を何如にせん治獄の當路者は大大責任を負たるの人にあらすや果して然らば何如なる繁劇にも堪ふの勇氣なくんばあるべからず僅の感情をして挫折する如きあらば昔日よりの辛勞も水泡に歸せん繁劇なるは其地監獄の振不振を知る繁劇なるに驚くべからず屈すべからず些々たる感情は夢とすべし繁劇なるは改良の下拵と知るへし當路者諸君よ倍々勇氣を以て責任の本分を期せよ

●巡查看守給助例に就て

吉 田 生

現行巡查看守給助例に依れば巡查看守の遺族をして永く給助の恩恵に浴せしむる場合は只だ職務の爲め死亡したる時に限るもの如し是れ職務の爲め一身を犠牲に供したる忠勇武烈なる勳績の然らしむる處給助例の精神より見るも亦然らざるべからざるの理

したる以上は斯の覺悟ありしものと信ず而して仕官の志望も達し既に中途にして繁劇なるに一驚し前後勤務の比較泣事を謂ふものあらんか我國監獄改良の前途を如何せん余輩は斯の如き人なきを信するなり若し如斯人あらんか始の仕官志望は眞心の志望にあらずして或る一時の事情に驅られ眞心を假裝し仕官の一機械となしたるものと謂はざるを得ず豈に卑劣なる嘆すべきの甚しきにあらずや

物事改良を爲んと欲せば勢ひ繁劇なるは敢て喋々を俟たず識者の腦髓をして考一考せば明々白々たる事實なることを知るべし唯に過ちなきを之れ能事とし監獄改良の志想之れなきに在ては職務の繁劇なることは餘もあるまじ人或は悦ぶあらん況んや勞働尠なくして求むる何人か之れをか欲する凡人の常態なら一日の油斷は一日の遅れをなす萬事如斯ならんや活眼を以て社會の形勢を觀察せよ駭々乎として諸事改良を企圖するの眞象は映するならん管に燦然として映するも感なければ活眼も亦た盲目に等し現今社會の形勢を顧れば諸事物々競争の世の中一として繁劇ならざるなし獨り繁劇なるは監獄事業のみに止らず層一層繁劇なる處あるにあらずや考察あれよ余輩

由あつて存するなき歎面して余輩は單に死亡給助の場合に限らず尙は遺族をして其恩澤に浴せしむるの範圍を擴張し荷くも一度警察官たり司獄官吏たりしもの遺族をして世路に彷徨せしむるが如き不幸に陥落せしめざるを冀て止む不能なり是れ蓋し巡查看守給助例の精神を逸出したるの希望にも之れ勿るべし例之滿十年奉職の後ち年金を得て退職し僅かにして死亡するものありとするも現行の給助例に依れば單に祭祀料だに給與し不能の而已ならず遺族をして給助の恩恵に浴せしむるの道なきを以て本人の死去と同時に忽ち生活の途を失し眞に可憐の境涯に陥るものあるを見る是れ畢竟現行給助例の一大欠點に職由するなきか加之祭祀料の如き奉職一年未滿のものすら尙は若干の給助を受くる事を得るにも拘らず滿十年以上勤續し退職の後ち僅かにして死去し同時に年金既得の權利を失ひ毫厘の祭祀料だに受くる不能るは豈に夫れ失衡の給助法たるなきを得ん哉聞く其筋に於ては巡查看守給助例の欠點多きを認められ早晚是れが改正を實行せらるると願くは此改正の好機に際し恩恵の餘澤をして永く遺族を活すの指針を以て改正の主義たらん事を余輩偶々斯事に關する某

氏の慷慨談に接し感慨措く不能敢て蕪辭を呈して當路諸公に切望する事爾

●女囚の搜檢に就て

吉田徳太郎

我國監獄の構造は宜しく改築すべし不完全なる監房如何にして能く囚人拘禁の目的を達する事を得べき哉とは舊く獄務家の唱道する所にして余輩又構造改築の達成を希望する論者なりと雖も比較的我國の如き不完全なる監房にして反獄逃走者の絶無なるは要するに獄務當事者の熱心は以て檢束戒護の周到を來たし綿密に搜檢を執行するの結果に外ならざるべし然り然れども油断は大敵至幸にも檢束戒護の周到を致し搜檢術進歩の結果今日の如く反獄逃走者の絶無の域にあるも一朝獄務當事者にして偷安其所作を誤るが如き事あらんか終に油々しき大事を惹起するに至るなきやを期すべからず嗚呼獄務當事者たるもの須らくも意を安んじて可ならん哉

夫れ檢束戒護周到の結果搜檢の十全を致しつゝある今日に當り余輩未だ無經驗に屬する女囚搜檢に就て一言するもの他なし我國監獄に就ては果して能く女囚搜檢の勵行せられつゝあるが女囚搜檢をして徒に

彼の女監取締なるものに一任して不顧るが如き弊習の存するなきか余輩此點に向つて聊か疑ひなき不能るなり而て彼の搜檢を以て反獄逃走を防護する唯一の方法手段とせんか男囚と女囚とを問はず尤も嚴確に搜檢を執行し苟くも不時の難に遭遇せざる事を期せざるべからず若し夫れ徒に古來の習慣を脱却せず女囚搜檢をして彼の女監取締あるものに一任して不顧るが如き事實あらんか余輩は大喝一聲當局者の職務曠廢を難責するに躊躇せざる處なり思ふに特別的女囚の搜檢には典獄り少なくも一周一回自ら立會して搜檢を督勵し平常看守長をして必ず立會せしめ搜檢の實効を擧ぐる事に勉めざるべからず余輩偶々感ずる所あり敢て本題下に卑辭を述べ奉る事爾

監獄彙報

○巡查看守の俸給率 巡查看守の俸給は去廿八年度は平均率金八圓二十五錢廿九年度は九圓位なりしも目下戰後經濟社會の膨脹民間諸會社の勃興等より薄給にして繁劇なる巡查看守の職を希望するもの漸く減少し各府縣到るところ定員に欠乏を告ぐる有様なるのみならず近來物價の騰貴者く是等の事情より明三十年度の同俸給一人の平均率を金十圓と定めたるやに聞く

(十月十日東京新聞)

◎同情會出版廣告

●行刑新論全部出版豫告

本書の三分の二は既に譯出して獄事叢書紙面にあり然るに目下の一問題となりて當局者の參照となるべき出獄人保護問題のことに及ばず之を看んとを急促さるゝことにより終に全篇の翻譯を了し。以て之を豫約法により全部印刷を計畫せり尤も本書の需用未だ多からざるを思ふにより必要だけ印刷する筈なれば御入用の向は至急に御申込ありたし 定價金一圓 豫約の印刷製本實費は金六十錢なり 爲替は青山郵便支局へ御振込を請ふ

●天人編 立志美談

定價三十錢 郵税六錢

本書は近古の志士立身家の美はしき談話をかな文を以て編輯せしものなれば家庭の教訓書にあてゝよろしく、極て文章平易。細密なる挿畫あり。又囚人看讀の書籍として可なり、既に再版のものなり以て知るべし本書の需要多きを

東京府南多摩郡澁谷宮益町三十八番地

同情會

會 告

●本會雜誌代金取摺主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)

●全署内五名以上購讀ノ向ハ

壹部 前金五錢五厘(全)

●一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ

前金五錢五厘(全)

●又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取摺ノ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、其住所姓名(官衙ニ在職セラレ、者ハ其衙名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘタルヘシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取摺主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ケ可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙へ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス

●雜誌代金ヲ送付セラル、其爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ

●通運便ニ付セラル、其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、其ハ五厘切手一増割タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯村 貞

明治二十九年十月三十日發行

發行人兼編輯人

(明治二十七年二月廿六日選信省認可)

磯村 貞
海沼 富太郎
警察監獄學會支會
印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 社

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會
支會 東京市四ツ谷區荒木町二十七番地 警察監獄學會
印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 社